

ステークホルダーの 皆さまとの懇談会

EY新日本有限責任監査法人
2024年9月20日

EY
Building a better
working world

懇談会開会の ごあいさつ

Nobuyuki Shimizu 清水 伸幸

品質管理本部 副本部長



ごあいさつ 連絡事項

木村 祐基 様

一般社団法人
スチュワードシップ研究会
代表理事



1

サステナビリティ保証・開示の方向性

マーケッツ本部 サステナビリティ開示推進室長
パートナー 馬野 隆一郎



2

サイバーセキュリティの最新動向

EY Japan Forensics フォレンジック・テクノロジーリーダー／
サイバー・アシュアランスリーダー
プリンシパル 杉山 一郎



3

ステークホルダーへの情報開示にかかる制度改訂の方向性

品質管理本部 副本部長
パートナー 清水 伸幸



オンライン (Microsoft Teams) でご参加の皆さまへ

講演中は、カメラ・マイクを「オフ」にしてください。



質疑応答の際、ご質問がある方は「手を挙げる」を押してください。

An aerial photograph of a river canyon. The river is a vibrant turquoise color, flowing through a narrow channel between high, grey, rocky cliffs. The water is turbulent, with white foam visible. Four inflatable rafts, each carrying several people, are positioned in the river. The text '第一部 講演会' is overlaid on the image in a large, bold, black font. A yellow horizontal line is positioned below the text.

第一部 講演会



サステナビリティの開示・ 保証の方向性

EY新日本有限責任監査法人
サステナビリティ開示推進室長 馬野 隆一郎
2024年9月

はじめに
 EYは、パーパス(存在意義)・長期的価値・サステナビリティに対するアプローチについて10年以上取り組んでいます



はじめに

グローバル経営戦略と一貫したEY Japanのサステナビリティについての取り組み



7月

EY Japan

企業のステークホルダー価値
創造を推進するための LTV
(Long-term Value) 推進室



12月

EYグローバル全体で
カーボンニュートラルを
達成



7月

EY Japan LTV Visionを策定し、
クライアント・経済社会・自社
それぞれに対する
LTV方針を明示

2021年10月
EYはカーボン
ネガティブを実現



2020～

2021～

6月に
発足された



「ESG情報開示研究会」
に参画

9月



EY税理士法人は
「カーボンニュートラル投資促進
税制の支援サービス」を開始

2021年1月

EY Japan
「SDGsカーボン
ニュートラル支援
オフィス」を設置



2021年3月に

創設された
「日本版Well-being Initiative」
に参画



10月

- EY新日本有限責任監査法人は
「サステナビリティ開示推進室」を設置
- 水素分野におけるグローバルな連携や
水素サプライチェーンの形成を推進する団体
「水素バリューチェーンプラットフォーム」に
参画

はじめに

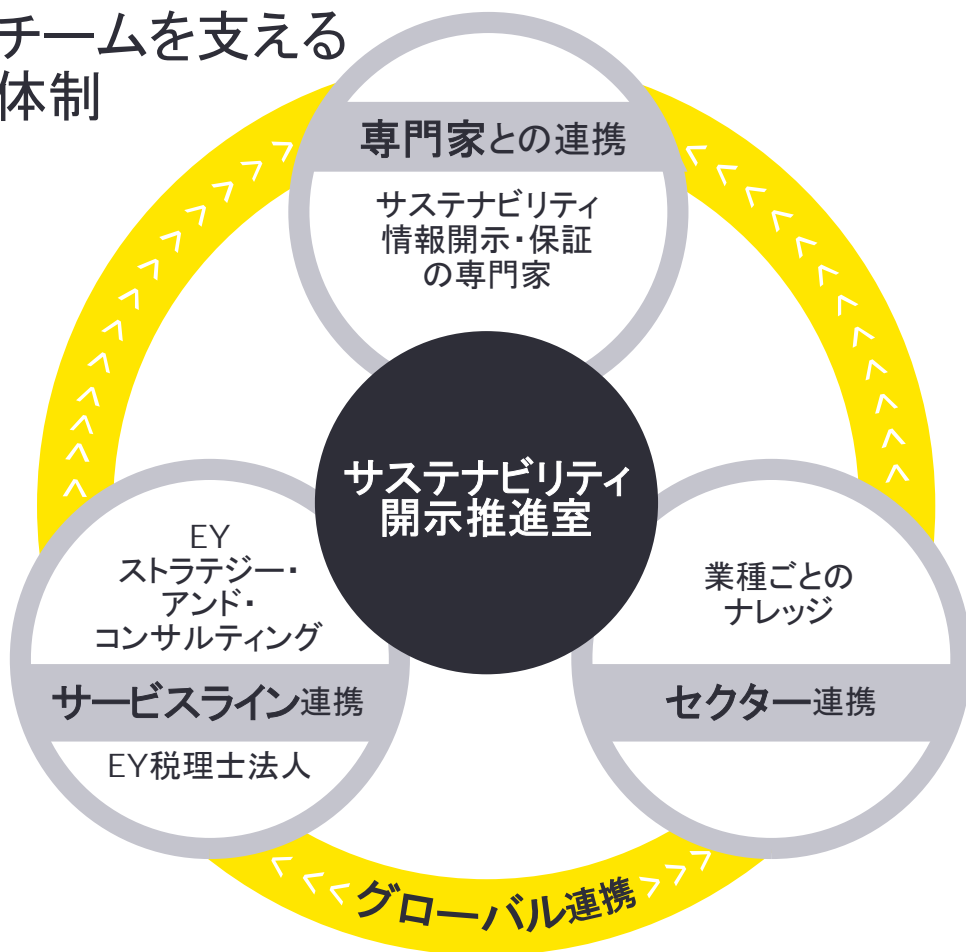
EY新日本のサステナビリティ開示・保証の取り組みの特徴

- ✓ EYのグローバル組織との密接な連携
- ✓ サステナビリティ専門部署(CCaSS)が同一法人内にある強み
- ✓ 法人全体規模での活動(啓発、サービス体制、育成、品質管理)

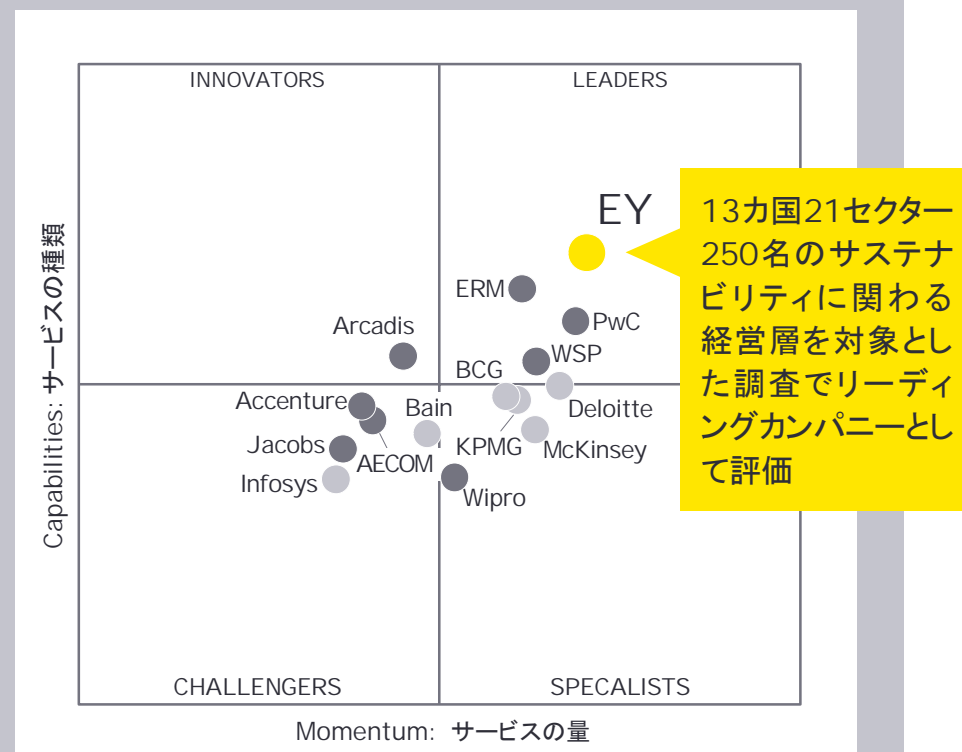


サステナビリティサービスにおける連携

チームを支える体制



独立系調査会社Verdantix(UK)による、
プロフェッショナルファームのサステナビリティの評価
(Green Quadrant 2022) 2022年1月5日公表



出典: Verdantix Green Quadrant: Climate Change Consulting 2022を基にEY作成

トピック

1. サステナビリティ保証の動向 14
2. コネクティビティ 23
3. EY新日本のサステナビリティの取り組み 29



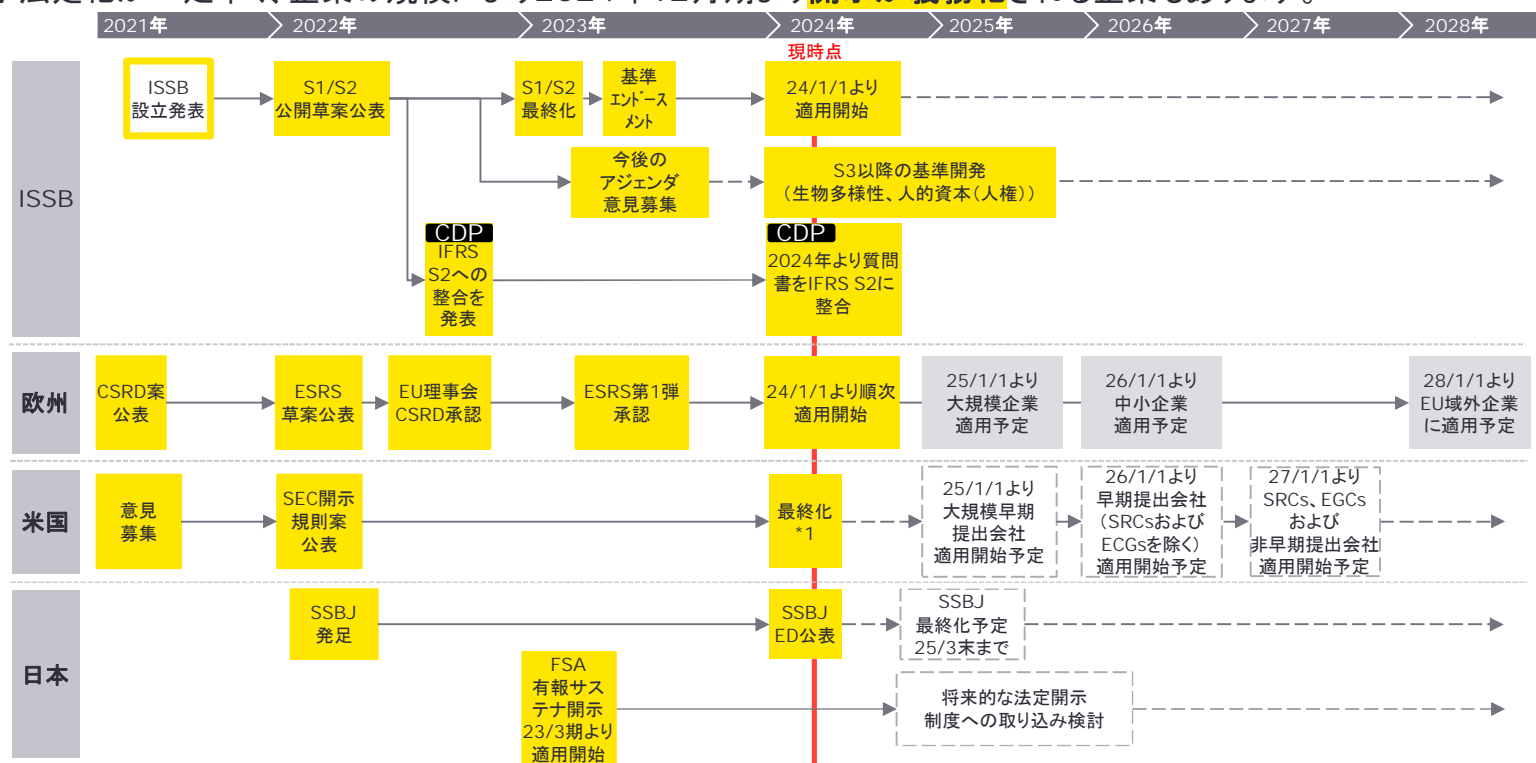
サステナビリティ保証の動向

01



国際的なサステナビリティ開示の動向 任意開示から制度開示へ

- 2023年6月にISSB基準が最終化され、同7月に証券監督者国際機構 (IOSCO) がISSB基準をエンドースメントし、130の加盟する法域メンバー (資本市場当局) にISSB基準の法制化の検討を求めたことにより、各法域で開示法定化に向けた動きが加速しています。
- 欧州では開示法定化が一足早く、企業の規模により2024年12月期より開示が義務化される企業もあります。



(略称)

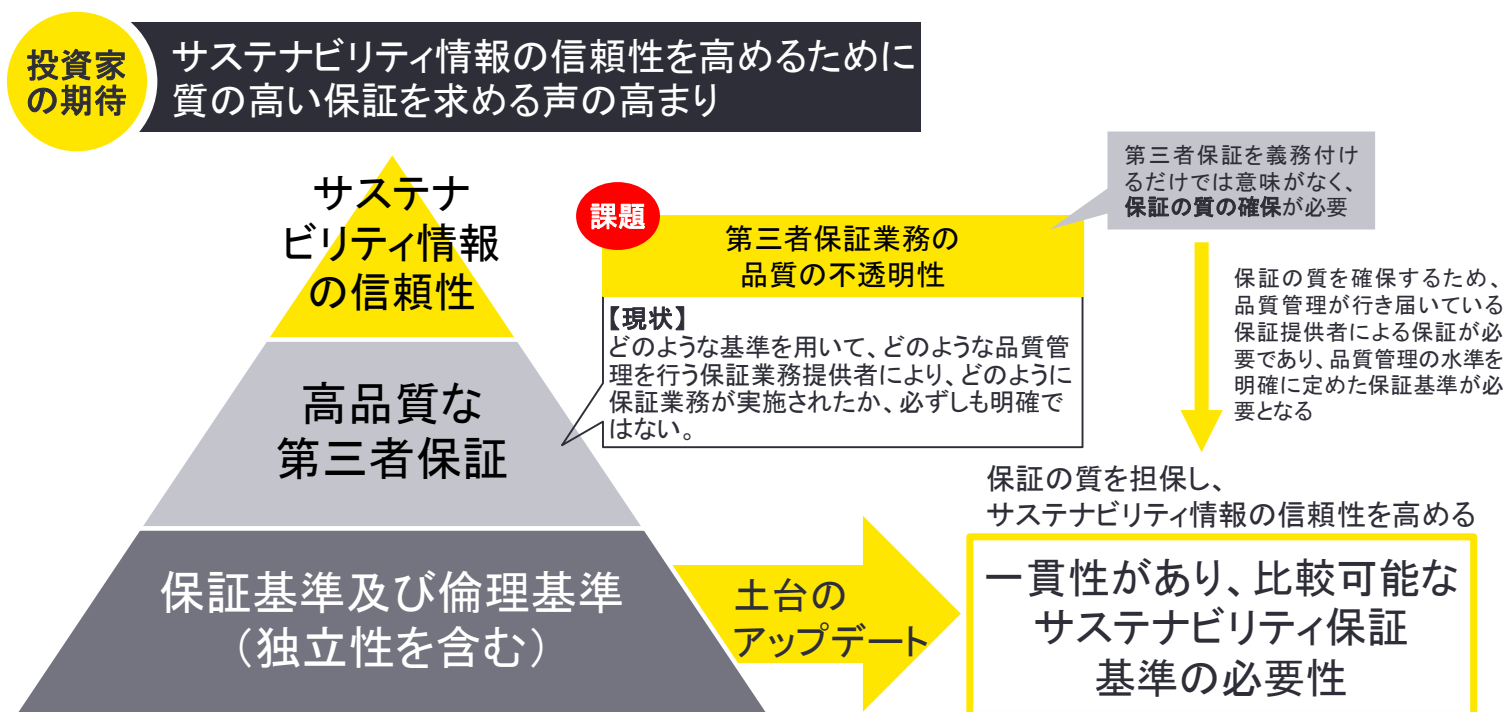
ISSB: 国際サステナビリティ基準審議会、IOSCO: 証券監督者国際機構、CSRD: 企業サステナビリティ報告指令、ESRS: 欧州サステナビリティ報告基準、

SEC: 米国証券取引委員会、SRCsおよびECGs: 小規模会社および新興成長企業、SSBJ: サステナビリティ基準委員会

*1 米国では現在この規則に対する差し止め訴訟が起きており、SECは、2024年4月4日に潜在的な規制の不確実性を回避するため、裁判が最終決着するまでの間、この規則の施行を一時停止すると発表しています

国際的なサステナビリティ保証基準の必要性

- 第三者保証法制化の流れの中で、2023年3月に証券監督者国際機構 (IOSCO) より、サステナビリティ情報に対するグローバルな保証フレームワークの開発を促進する必要があると述べられ、国際・監査保証基準審議会 (IAASB) によりISSA (国際サステナビリティ保証基準) 5000の開発が進められています。



出典: IOSCO MEDIA RELEASE (28 March 2023) よりEYにて作成

制度開示と任意開示

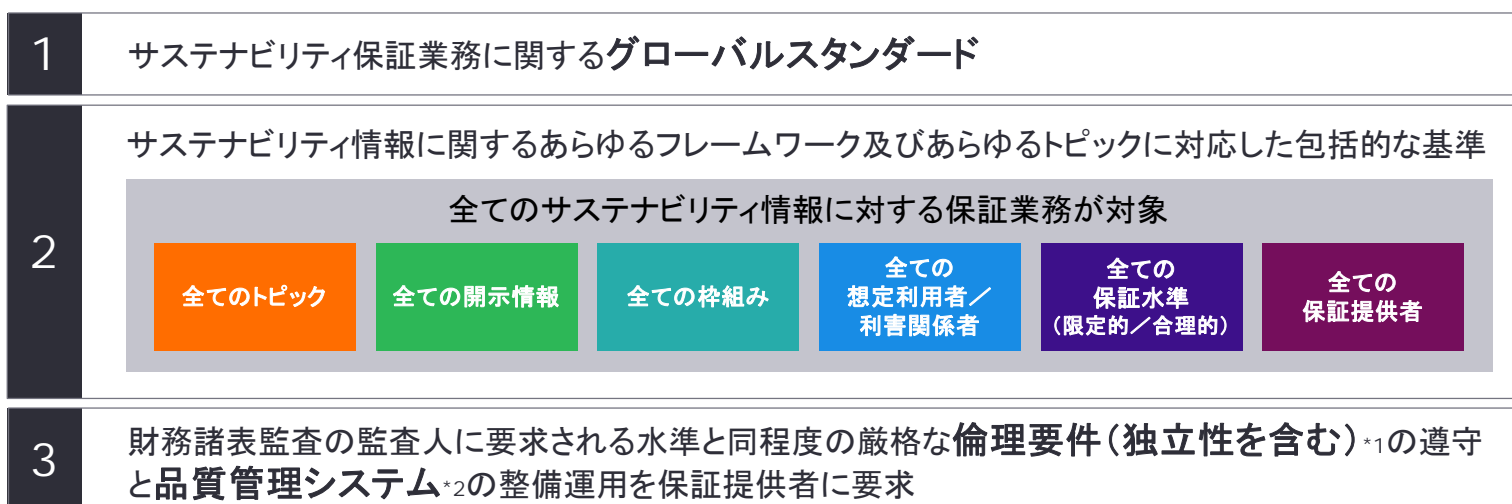
- サステナビリティ情報開示は、一部環境法令等への遵守を除き、主に自主的開示として広がってきました。
- 制度開示が導入されると、開示情報に対する信頼性・透明性を担保する仕組みの導入や、**企業経営者(および保証提供者)の責任が、財務諸表開示同様高まること、実務に大きな影響を与えると考えられます。**

	制度開示 (例:財務諸表開示)	任意開示 (例:従来のサステナビリティ情報開示)
開示目的	法的要件に基づく(投資家保護等)	企業により決定(ステークホルダーへの情報提供・ESG評価向上等)
開示媒体	法定書類(有報等)	任意書類(統合報告書・サステナビリティレポート・ESGデータブック等)やWEB
開示項目・開示範囲	開示基準や法令等の定めによる(連結ベースでの開示要求等)	企業による裁量あり(ステークホルダーへの情報提供・ESG評価向上等)
虚偽記載の取扱いと取締役の責務	規定あり (訂正報告・罰則規定(金融商品取引法 以下、金商法))	なし(グリーンウォッシュへの訴訟等リスク、温対法報告義務違反への罰則規定等はありません)
監査役 of 責務	規定あり (会社法/役員としての責務(金商法))	なし
第三者保証(外部監査)	要求あり (上場会社、一定規模以上の場合)	企業による任意
監査(保証)人の地位	会社機関を構成(会社法) 法定監査人(金商法)	契約上の地位
監査・保証人と経営者・統治責任者とのコミュニケーション	要求	要求なし(法令等による)
保証人の倫理・独立性	制度上規定	保証人が準拠する基準による
監査・保証人の監督官庁による監督	あり	なし

国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 公開草案の概要

- 2023年8月にIAASBより公表されたISSA 5000案のポイントは以下の通りです。

ポイント



*1: 職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(IESBA Code)の保証業務に関連する規定

*2: 国際品質マネジメント基準(ISQM 1)「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

- さまざまな開示情報(サステナビリティ報告書、統合報告書、年次報告書等)の保証に対応する基準であり、今後、SSBJ基準やISSB基準などに準拠した報告への保証にも適用されることが想定されます
- サステナビリティ基準では、原則として財務諸表と同じタイミングで、財務諸表と同じ期間を対象としたサステナビリティ情報の開示とする議論が行われています。しかし、現状は、特に「連結子会社やバリューチェーンに関するデータ収集体制」、「開示タイミング」、また、「内部統制」などの課題があるとされています。日本企業は保証制度設計の動向を注視しつつ、保証に耐えうる情報収集・算定・開示に係るガバナンス、業務プロセス、内部統制の構築の必要性を認識する必要があります。

サステナビリティ(制度)保証業務の特徴と実務上の課題

項目	内容
情報の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ (サステナビリティ情報) 将来・定性情報が中心、(財務情報) 過去・定量情報中心 ・ 情報の特性や保証の目的により、適用すべき監査技術、保証の持つ意味が異なる <p>➡保証意見に対する共通理解の重要性</p>
情報の多様性とさまざまなバックグラウンドを持つ保証実務家	<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまなサステナビリティ・トピックに対し、保証に従事する保証実務家のバックグラウンド・専門性も多様であり、オールラウンダーは存在しない(制度「保証」に対する理解を含め) ・ 各情報に対する捉え方、感度、等に地域・文化的背景に起因する捉え方の差(i.e. 人権) <p>➡保証実務者のaccreditationの重要性</p>
利用者の保証に対するニーズの理解とマルチ・ステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のニーズは、保証の重要性設定と保証意見の判断の大前提(ISSA5000の対象外) ・ (全体保証)「主題情報」に対する必要十分な監査手続と、個々の開示項目への保証の程度 <p>➡制度別ガイダンスの重要性</p>
企業のコントロール外の情報に対する保証(バリューチェーン情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報ソースの信頼性の検証 ・ 「1次データの利用」と「保証の困難性」 <p>➡信頼性ある情報プラットフォームの重要性</p>



課題の対応には、経営者、取締役会のリーダーシップが不可欠であり、一定の投資が必要となると考えられます。

開示例2.-アニュアルレポートにおけるESG情報に対する第三者保証

PHILIPS 2023 Annual Report 目次

Contents

1	Message from the CEO	5	6	Risk management	85	10	Group financial statements	140
2	Board of Management and Executive Committee	7	6.1	Our approach to risk management	86	10.1	Consolidated statements of income	141
3	Strategy and Businesses	9	6.2	Risk factors	88	10.2	Consolidated statements of comprehensive income	142
3.1	Our strategic focus	10	6.3	Strategic risks	90	10.3	Consolidated balance sheets	143
3.2	How we create value with sustainable impact	12	6.4	Operational risks	93	10.4	Consolidated statements of cash flows	144
3.3	<u>Double Materiality Assessment</u>	13	6.5	Financial risks	97	10.5	Consolidated statements of changes in equity	145
3.4	Our business structure	15	6.6	Compliance risks	99	10.6	Notes to the Consolidated financial statements	147
3.5	Our geographic structure	22	7	Supervisory Board	101	11	Company financial statements	220
3.6	Supply chain and procurement	24	8.1	Report of the Corporate Governance and Nomination & Selection Committee	110	11.1	Statements of income	221
3.7	Real Estate	25	8.2	Report of the Remuneration Committee	111	11.2	Balance sheets before appropriation of results	222
4	Financial performance	26	8.3	Report of the Audit Committee	126	11.3	Statements of changes in equity	223
4.1	Performance review	27	8.4	Report of the Quality & Regulatory Committee	128	11.4	Notes to the Company financial statements	224
4.2	Factors impacting performance	28	9	Corporate governance	130	12	ESG statements	230
4.3	Results of operations	28	9.1	Introduction	130	12.1	Approach to ESG reporting	230
4.4	Restructuring and acquisition-related charges	34	9.2	Board of Management and Executive Committee	130	12.2	Economic indicators	238
4.5	Acquisitions and divestments	35	9.3	Supervisory Board	131	12.3	Environmental statements	239
4.6	Cash flows	35	9.4	Other Board-related matters	133	12.4	Social statements	257
4.7	Financing	36	9.5	General Meeting of Shareholders	135	12.5	Governance statements	267
4.8	Debt position	36	9.6	Risk management and internal control	136	13	Further information	274
4.9	Liquidity position	37	9.7	Annual financial statements and external audit	137	13.1	References to the content of this Annual Report	274
4.10	Shareholders' equity	38	9.8	Stichting Preferente Aandelen Philips	138	13.2	Management's statements and report	274
4.11	Cash obligations	40	9.9	Investor relations	138	13.3	<u>Independent auditor's reports</u>	275
4.12	Dividend	40	9.10	Major shareholders as filed with the AFM	139	13.4	Appropriation of profits	289
4.13	Analysis of 2022 compared to 2021	41	9.11	Corporate information	139	13.5	Reconciliation of non-IFRS information	289
4.14	Outlook	41	5	Environmental, Social and Governance	42	13.6	Other Key Performance Indicators	298
5.1	<u>Philips' ESG commitments</u>	44	5.1	Philips' ESG commitments	44	13.7	Forward-looking statements and other information	300
5.2	Environmental performance	46	5.2	Environmental performance	46	13.8	Investor information	301
5.3	Social performance	56	5.3	Social performance	56	13.9	Definitions and abbreviations	304
5.4	Governance	67	5.4	Governance	67			
5.5	Philips' ESG performance at a glance	73	5.5	Philips' ESG performance at a glance	73			
5.6	ESG by key country	74	5.6	ESG by key country	74			

開示例2.-アニュアルレポートにおけるESG情報に対する第三者保証

PHILIPS [2023 Annual Report](#) サステナビリティ報告についての第三者保証報告書

13.3.3 Independent auditor's assurance report on the ESG information and the EU Taxonomy information

To: the Supervisory Board and Shareholders of Koninklijke Philips N.V.

Our opinion and conclusion

We have performed a reasonable assurance engagement on the ESG information for 2023 of Koninklijke Philips N.V. at Eindhoven. The ESG information is included in section 3.3 "Double Materiality Assessment, starting on page 13", Chapter 5 "Environmental, Social and Governance, starting on page 42" (excluding sections 5.4.3 "Risk management and internal control framework, starting on page 67" and 5.4.5 "Remuneration policy, starting on page 69") and Chapter 12 "ESG statements, starting on page 230" (excluding section 12.3.4 "EU Taxonomy disclosures, starting on page 252") (hereafter together: the ESG information) of the accompanying annual report.

In our opinion, the ESG information presents fairly, in all material respects:

- The policy with regard to ESG matters
- The business operations, events and achievements in that area in 2023

in accordance with the applicable criteria as included in the section 'Criteria'.

Furthermore we have performed a limited assurance engagement on the section 12.3.4 "EU Taxonomy disclosures, starting on page 252" in the annual report (hereafter: the EU Taxonomy information).

Based on our procedures performed and the assurance information obtained, nothing has come to our attention that causes us to believe that the EU Taxonomy information is not prepared, in all material respects, in accordance with the applicable criteria as included in the section 'Criteria'.

欧州においては、包括的・合理的保証の先行実務が既に存在し、広がっている段階

Limitations to the scope of our assurance engagement

The ESG information includes prospective information such as ambitions, strategy, plans, expectations, estimates and risk assessments. Prospective information relates to events and actions that have not yet occurred and may never occur. We do not provide assurance on the assumptions and achievability of this prospective information.

In the ESG information, the calculations to determine the KPIs Lives Improved, Environmental Profit & Loss and scope 3 emissions (Category 1 - Purchased goods and services and Category 11- Use of sold products) (hereinafter: the impact data) are mostly based on assumptions and sources from third parties. The assumptions and sources used are disclosed in section 12.1 "Approach to ESG reporting, starting on page 230" of the annual

report and further elaborated in the "Methodology for calculating Lives improved", version 2023 (Lives improved methodology), the "Methodology for calculating the Environmental Profit & Loss Account", version 2023 (EPL methodology) and the "Methodology for calculating scope 3 emissions", version 2023 (Scope 3 Accounting methodology), as available on the website of Koninklijke Philips N.V. We have determined that these assumptions and external sources are appropriate, but we have not performed procedures on the content of these assumptions and external sources.

The references to external sources or websites in the ESG information are not part of the ESG information as included in the scope of our assurance engagement. We therefore do not provide assurance on this information.

Our opinion and conclusion are not modified in respect to these matters.

Eindhoven, February 20, 2024

Ernst & Young Accountants LLP

Signed by A.B.E. Laan



(ご参考)グローバルの動向

CSRD、SEC、日本における保証要件

CSRDやSEC気候変動開示規則では**第三者保証の取得が義務付け**られており、日本を含めISSB基準を法制化を進める多くの国においても第三者保証が盛り込まれています。

項目	CSRD	SEC	日本 (SSBJ基準案の状況および関連する保証)
開示基準の適用開始時期と適用対象企業	<ul style="list-style-type: none">従業員500人以上のEU域内上場企業等(NFRD適用企業):2024年度上記以外のEU域内大規模企業:2025年度EU域内上場中小企業等:2026年度EU域外企業:2028年度	<ul style="list-style-type: none">大規模早期提出会社(LAFs):2025年度早期提出会社(AFs):2026年度※小規模報告会社(SRCs)・新興成長企業(EGCs)以外のAFsSRCs、EGCs、非早期提出会社(NAFs):2027年度	<ul style="list-style-type: none">SSBJ確定基準の公表目標は2024年度中金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ基準案が確定した場合の具体的な適用対象や強制適用時期が検討されている
適用する開示基準の特徴	<ul style="list-style-type: none">報告基準であるESRS(第1弾)は、気候関連および、その他の環境項目、社会項目、ガバナンス項目を含むその他のESG事項と、気候変動以外の幅広いトピックがある監査済財務諸表への情報の記載を要求していないISSB基準との相互運用性が表明されている	<ul style="list-style-type: none">TCFDやGHGプロトコルをベースに作成され、気候関連事項の開示のみであるScope1、2の開示は、LAFsとAFsに対し、重要性がある場合に要求される<ul style="list-style-type: none">Scope3の開示は要求しない一定の基準を満たす場合、監査済財務諸表への注記が必要となる	<ul style="list-style-type: none">SSBJ基準案はISSB基準をベースに作成されているSSBJ基準案は財務諸表を補完する情報を提供するものであり、監査済財務諸表への情報の記載を要求していない
第三者保証の要件	<ul style="list-style-type: none">CSRD報告全体に対し、開示の適用開始と同時に限定的保証が求められる。また、ECにおいて実現可能性が検討された後、将来的に合理的保証に移行する予定である保証業務提供者は、財務諸表監査人、又は、EU加盟国がCSRDを現地法に組み込む際に認定した他のプロフェッショナルファームまたは独立した保証サービス提供者であることが要求される監査人および、該当する場合、その他保証サービス提供者は、2026年10月1日までにECが委任法を通じて発行するサステナビリティレポートの保証基準を適用する必要がある。EUレベルで基準を採択するまで、加盟国は国内保証基準を適用できる	<ul style="list-style-type: none">LAFsのスコープ1およびスコープ2の重要性のある排出量は、段階的に限定的保証、その後、合理的保証が必要となるAFsのスコープ1およびスコープ2の重要性のある排出量は、段階的に限定的保証が必要となるNAFs、SRCs又はEGCsでは排出量の開示又は保証が要求されない財務諸表で要求される開示は、すべての登録企業にとり監査対象であり、そのような開示に関連する統制も、財務報告に係る内部統制の監査の範囲に含まれる保証業務提供者を公認会計士に限定せず、保証業務提供者には独立性(財務諸表監査におけるルールと類似のもの)、及び保証基準の適用を求める保証業務提供者は独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告、又は証明において豊富な経験を持っている必要がある登録企業は現在および過去の保証業務提供者に関する情報を開示する必要がある	<ul style="list-style-type: none">金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、保証のあり方が議論されている(保証業務提供者、保証基準・保証範囲・保証水準、制度整備等)

出典:金融庁「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』(第2回)」、www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryu/20240514/01.pdf(2024年5月21日アクセス、以下同様)、SSBJ事務局「SSBJによるサステナビリティ開示基準案の概要」、www.ssbj.jp/wp-content/uploads/sites/6/20240423.pdf、金融庁「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」、www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/20240417.html、EY「気候関連開示に係るSEC規則、ESRS、ISSB基準の比較およびSECの新規則解説」、ey.com/ja_jp/library/sec-and-us-gaap/2024/ey-gaap-weekly-update-2024-03-28-01を基にEY作成

コネクティビティ

02



サステナビリティ情報と財務情報のコネクティビティの概念図

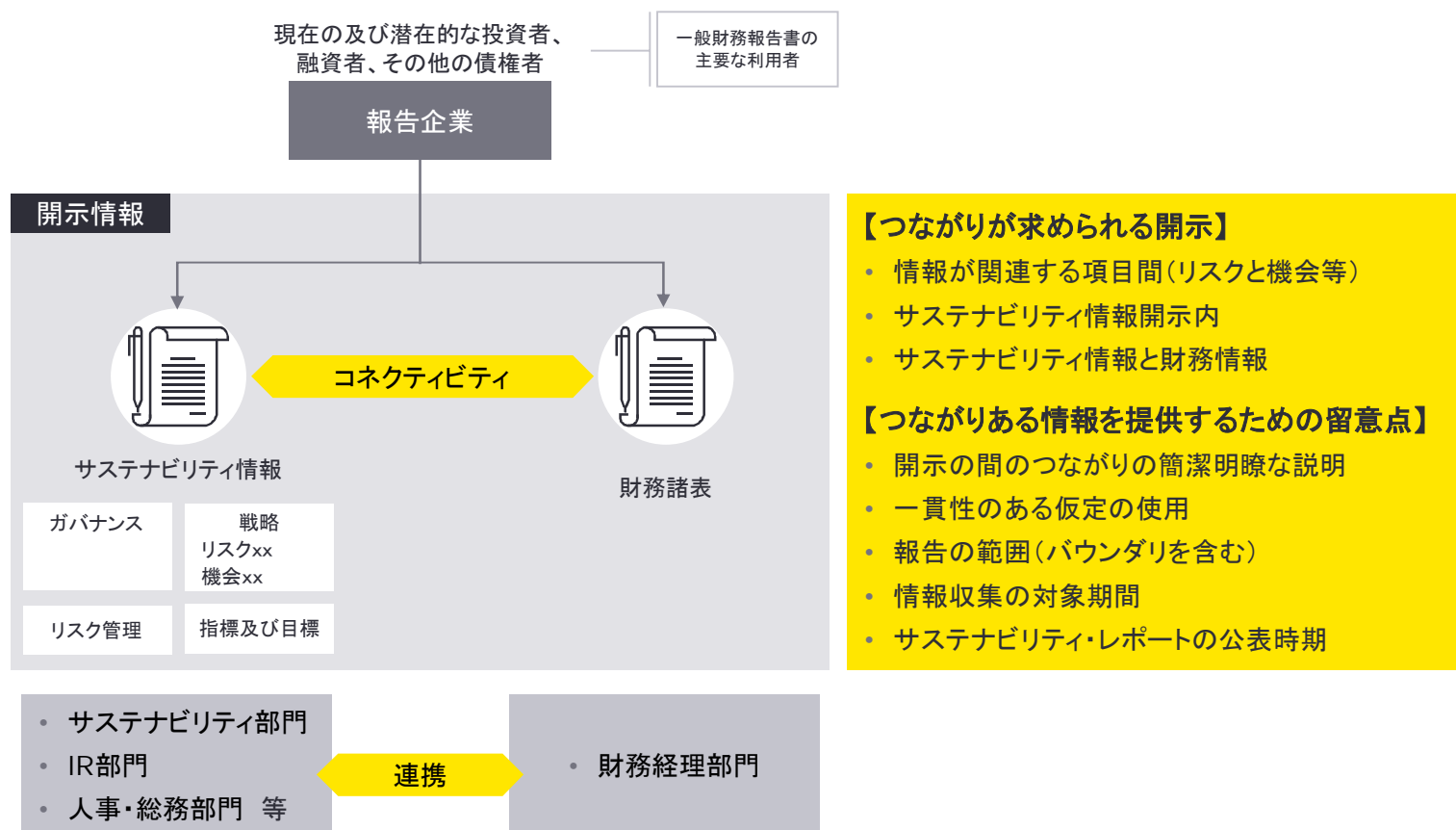


サステナビリティ項目が影響を及ぼす財務トピックの一例

- 開示要求事項(定性的情報)
- 有形固定資産、残存価額、残存耐用年数、資産除去債務
- 無形資産
- 資産の減損
- 公正価値測定
- 金融商品
- カーボン・クレジット(排出量取引)、再生可能エネルギー証書
- 電力購入契約(Power Purchase Agreement "PPA")
- 引当金
- 株式報酬

財務情報とサステナビリティ情報のコネクティビティ

- 企業は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ情報内及びサステナビリティ情報と財務諸表のコネクティビティ(つながり)を理解できるように開示を行うことが求められます。



海外の事例

エネルギー BP社 2023年12月期 アニュアルレポート (Form 20-F) IFRS基準

アニュアルレポートのStrategic Report – Sustainability - 「Climate-related financial disclosures (TCFD)」から抜粋

TCFD recommended disclosures – metrics and associated targets/goals
<p>a) Disclose the metrics used by the organization to assess material climate-related risks and opportunities in line with its strategy and risk management process.</p>
<p>Transition risks</p> <ul style="list-style-type: none"> • Note 5 to Financial statements: Segmental analysis, Segment revenue (in table), pages 193-197. • Estimated net proved reserves and production (net of royalties), page 38. • Note 4 to Financial statements: Disposals and impairments, pages 190-192. • Note 8 to Financial statements: Impairment losses (in table), page 198. • Oil and natural gas prices used for value-in-use impairment testing and recoverability of asset carrying values, pages 178 and 280.
<p>Physical risks</p> <ul style="list-style-type: none"> • Number of major operating sites in regions with medium to extremely high water stress, page 60. • Freshwater withdrawals and consumption at major operating sites in regions with high or extremely high water stress, page 54.
<p>Climate-related opportunities</p> <ul style="list-style-type: none"> • Our strategic metrics, page 13 (in table, relevant metrics with T). • Note 5 to Financial statements: Segmental analysis, Segment revenue (in table), pages 193-197. • Adjusted EBITDA* from transition growth engines, page 12. • Renewables – installed capacity, developed to FID and pipeline, page 39.
<p>Capital deployment</p> <ul style="list-style-type: none"> • Disciplined investment allocation: 2022-25 guidance, capital allocation and internal rate of return (IRR), page 28. • Price assumptions, key investment appraisal assumptions, page 30 (in table, indicated with T). • Amount invested in transition growth engines (aim 5), page 50. • Additional information – capital expenditure by segment, page 336. • Note 7 to Financial statements: expenditure on research and development (in table), page 197. • Note 8 to Financial statements: exploration and evaluation costs (in table), page 198.
<p>Internal carbon prices</p> <ul style="list-style-type: none"> • Internal carbon price, page 30.

TCFD提言に沿った、指標および関連する目標の開示の中で、財務情報とのつながりを参照方式で記載

移行リスクと機会について、つながりがある財務諸表注記(セグメント情報)を記載

投下資本に関し、投資評価の前提となる原油価格等の仮定を具体的に開示

P.30

Key investment appraisal assumptions ^a T				
2022 \$ real	2025	2030	2040	2050
Brent oil (\$/bbl)	70	70	63	50
Henry Hub gas (\$/mmBtu)	4.0	4.0	4.0	4.0
Refining marker margin ^b (\$/bbl)	14	14	11	8.5

In addition to the prices shown we also test whether investments meet our return expectations (see [page 32](#)) using a \$60/bbl Brent oil price series.

Carbon price (US\$/tCO ₂ e) T				
2022 \$ real	2025	2030	2040	2050
Carbon	54	108	216	270

a The values in the table represent the central case.
b The disclosed RMM assumption in the table excludes carbon pricing impacts and assumes a normalized cost of renewable identification numbers (RINs).

海外の事例

エネルギー BP社 2023年12月期 アニュアルレポート (Form 20-F) IFRS基準

アニュアルレポートのFinancial Statement 「重要な会計上の見積り」から抜粋

「気候変動及び低炭素社会への移行」が連結財務諸表作成時に考慮されている旨

1. Material accounting policy information, significant judgements, estimates and assumptions – continued

Judgements and estimates made in assessing the impact of climate change and the transition to a lower carbon economy

Climate change and the transition to a lower carbon economy were considered in preparing the consolidated financial statements. These may have significant impacts on the currently reported amounts of the group's assets and liabilities discussed below and on similar assets and liabilities that may be recognized in the future. The group's assumptions for investment appraisal (see page 30) form part of an investment decision-making framework for currently unsanctioned future capital expenditure on property, plant and equipment, and intangibles including exploration and appraisal assets, that is designed to support the effective and resilient implementation of bp's strategy. The price assumptions used for investment appraisal include oil and gas price assumptions, which are producer prices and are therefore net of any future carbon prices that the purchaser may be required to pay, and an assumption of a single carbon emissions cost imposed on the producer in respect of operational greenhouse gas (GHG) emissions (carbon dioxide and methane) in order to incentivize engineering solutions to mitigate GHG emissions on projects. The group's oil and gas price assumptions for value-in-use impairment testing are aligned with those investment appraisal assumptions. The assumptions for future carbon emissions costs in value-in-use impairment testing differ from the investment appraisal assumptions and are described below.

Management has also not identified any off-balance sheet commodity purchase obligations to be onerous contracts as result of the transition to a lower carbon economy at 31 December 2023.

投資評価の仮定（原油価格、炭素価格等）は Strategy Report P30に記載されている旨

減損テストの使用価値算定に利用している原油価格の仮定は企業の投資評価の前提に使用した見積価格に整合している

減損テストの使用価値算定に利用している将来の炭素排出コストの仮定が企業の投資評価の前提と異なる点がある旨

海外の事例

エネルギー BP社 2023年12月期 アニュアルレポート (Form 20-F) IFRS基準

アニュアルレポートのFinancial Statement 「Key audit matters」

5. Key audit matters

5.1 Potential impact of climate change and the energy transition (impacting PP&E, goodwill, intangible assets, investments in joint ventures and provisions) – Notes 1, 4, 12, 14, 15, 16 and 33

Key audit matter description Climate change impacts bp's business in a number of ways as set out in the strategic report on pages 1-80 of the Annual Report and Note 1 of the financial statements on page 169. It represents a strategic challenge and a key focus of management. The related risks that we have assessed for our audit are as follows:

- Forecast assumptions used in assessing the value-in-use of oil and gas PP&E assets within bp's balance sheet for impairment testing, particularly oil and gas price assumptions and their interrelationship with forecast emissions costs, may not appropriately reflect changes in supply and demand due to climate change and the energy transition (see 'Impairment of upstream oil and gas PP&E assets' below).

気候変動及びエネルギー移行の潜在的影響が、監査上KAMとして選定されている

(気候変動のビジネスへの影響に係る記載と会計上の重要な仮定との整合性について言及している)

5.2 Impairment of upstream oil and gas property, plant and equipment (PP&E) assets – Notes 1, 4 and 12 to the financial statements

We identified three key management estimates in management's determination of the level of impairment charge and/or impairment reversal. These are:

Oil and gas prices - bp's oil and gas price assumptions have a significant impact on many CGU impairment assessments performed across the OP&O and G&LCE segments and are inherently uncertain. The estimation of future prices is subject to increased uncertainty given climate change, the global energy transition, macro-economic factors and disruption in global supply due to ongoing geo-political conflicts. There is a risk that management do not forecast reasonable 'best estimate' oil and gas price forecasts when assessing CGUs for impairment charge and/or impairment reversal, leading to material misstatements. These price assumptions are highly judgmental and are pervasive inputs to bp's oil and gas CGU valuation. There is also a risk that management's oil and gas price related disclosures are not reasonable.

bp's oil and gas price assumptions for value-in use impairment assessments are aligned with bp's investment appraisal assumptions, except that potential future emissions costs that could be borne by bp are included in investment appraisals as bp costs without assuming incremental revenue.

As described in Note 1 on page 170, emissions costs forecasts interrelate with bp's oil and gas prices, because bp's price assumptions for value-in-use estimates represent 'net producer prices', i.e., net of any further emissions costs that may be enacted in the future. Management's judgement is that the potential impact of such further emissions costs being borne by producers including bp is not expected to have a material impact on bp's oil and gas CGU carrying values as costs would effectively be borne by oil and gas end users via overall higher commodity prices. There is a risk that management's judgement is not reasonable.

原油やガス開発の設備の減損がKAMとして選定されている
(原油及びガス価格が経営者の重要な見積りの1つであると記載)



01

02

04

Appendix

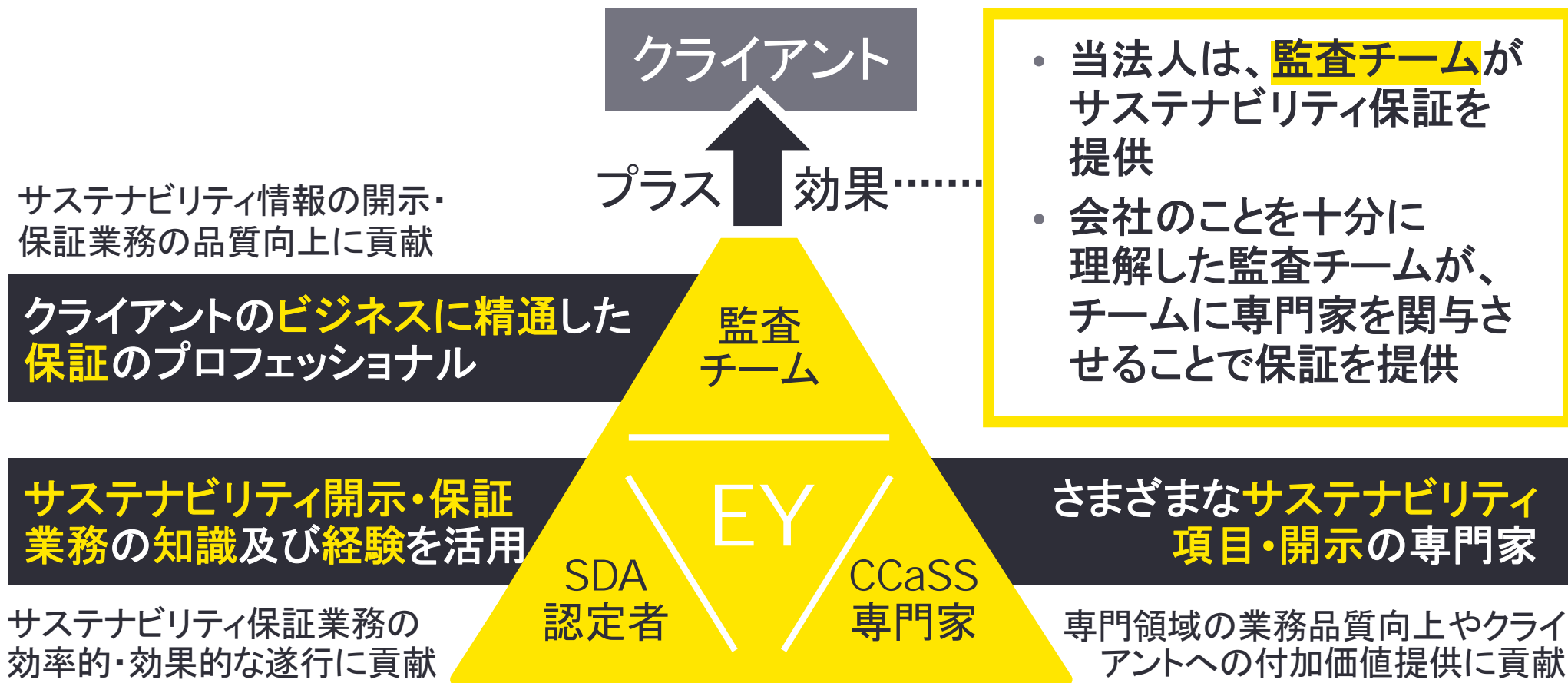
EY新日本のサステナビリティの取り組み

03



サステナビリティ開示・保証ニーズへの対応

EY新日本監査法人の
提供する監査



SDA認定者: サステナビリティの開示と保証に関する法人内認定を取得した者

CCaSS: Climate Change and Sustainability Services (気候変動・サステナビリティ・サービス)

社員・専門職員全員

【FY25期初イベント】サステナビリティImpACT Day（指定）

EMEIAで全職員約50,000人が毎年参加するイベント、ImpACT Weekを日本初開催!

2024年7月17日
マーケティング本部グローストラテジー部
サステナビリティ開示推進室長 馬野隆一郎

2024年7月3日(水) 9:30-12:00 Teams Live会議にて、指定研修「FY25 サステナビリティ ImpACT Day」を開催いたしました。
片倉理事長からのメッセージ、Q&Aセッション、チーム・セクターの好事例紹介等、盛りだくさんの内容となっております。本イベントは【指定研修】となっておりますので、ご欠席された方はe-Learningを受講して下さい。

開催済
ご参加ありがとうございました

研修の目的・内容

サステナビリティ経営への変革が、企業にとって重要な経営課題となる中で、いよいよ国際基準(ISSB)に沿った、我が国のサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) 案が示され、有価証券報告書開示制度への導入と保証の義務化の議論が本格化してきました。これは、企業情報開示制度と、上場会社の競争ルールを大きく変える「ゲームチェンジャー」であり、これに対応が求められる企業経営者はもちろん、企業情報開示を支える監査法人の役割も大きく変えるものです。EYに所属する我々は、全員でこの環境を正しく認識し、対応を迫られるクライアントの挑戦を支えていかなければなりません。本イベントでは、「サステナビリティ」と「情報開示」をめぐる大きな国際社会の変化を概観し、EY新日本としてこのテーマにどう取り組むのか、それが皆さまのキャリアにとってどのような意味を持つのか、分かりやすく伝え、目指すゴールを共有し、サステナブルな社会とEY新日本の未来に向けて、明日からの行動のヒントをお伝えできるよう、特別イベントとして開催致します。

イベントコンテンツ(例)

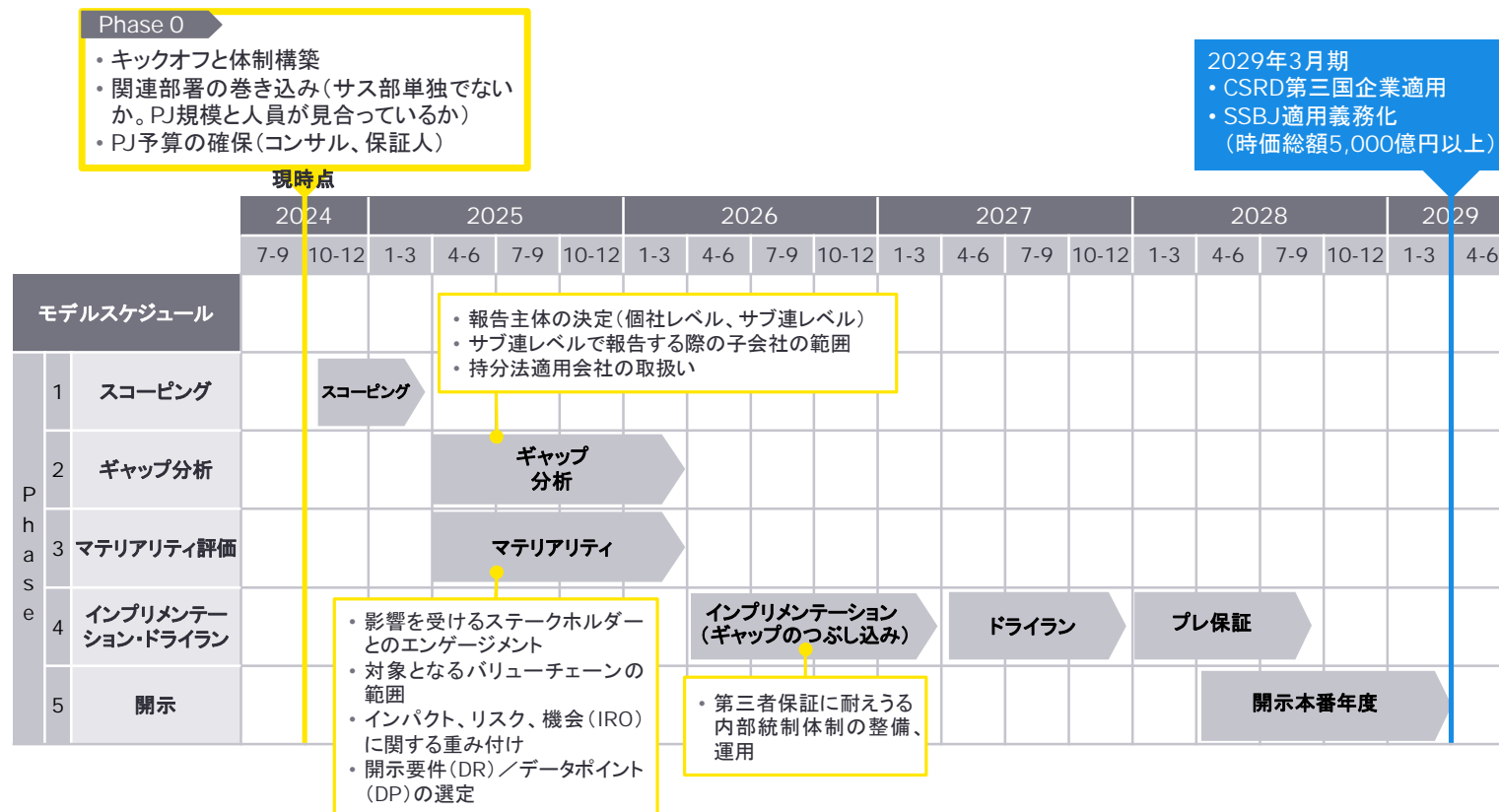
- ▶ CCaSSリーダー牛島慶一氏との対話セッション
- ▶ 理事長メッセージ「サステナビリティでEY新日本が変わる、変える」
- ▶ 制度開示がもたらすインパクトと私たちがクライアントにできること
- ▶ サステナビリティで広がるセクター活動とクライアント・コミュニケーション
- ▶ サステナビリティで広がるキャリアパス

ImpACT Day	第一部 9:30-10:25			5分休憩	第二部 10:30-11:00		5分休憩	第三部 11:05-12:00	
	はじめに	サステナビリティと企業をどう捉えるのか	サステナビリティについて私たちが目指すこと		どうする? サステナ	Action実践例 セクター活動/ キャリアチャレンジのご紹介		終わりに	
	マーケティング本部長 宮川朋弘	トークセッション: CCaSS事業部長 牛島慶一 サステナビリティ開示推進室長 馬野隆一郎	理事長 片倉正美		CCaSS事業部 川崎武史 サステナビリティ開示推進室 馬野隆一郎、大石晃一郎 山川理恵		第5事業部 佐久間郁美、山川理恵 CCaSS事業部 河野和可子、古林良規 サステナビリティ開示推進室 小山田幸代		副理事長 大内田敏

その後、activation eventを随時開催



時間のかかる制度開示対応(CSRD、SSBJ等)



保証提供者と早期に協議すべき事項

- スコوپング
- マテリアリティ
- 内部統制の整備・運用
- 海外含めた保証提供者の統一

任意保証を通じた伴走

今、EYの保証を受ける会社のメリット

任意保証から伴走し、**全社・現場対応**を支援

執行・ガバナンス



適時の情報提供・共有と
助言、協議

担当部署



保証を見据えた助言や
情報収集体制構築の協議

投資家の期待



サステナ情報と財務情報
のコネクティビティを含む
一体保証

GHG排出量Scope1、2の
任意保証から始めてみませんか？

サステナビリティ開示・保証認定者制度(SDA 認定者制度)

新たなサステナビリティ開示・保証に関する法人内認定者制度(22年7月創設)

<SDA認定者制度を設定する理由>

職員のサステナビリティ研修・現場実践を通じ、クライアントや社会の期待に応えられる業務品質を監査業務を含む全てのクライアント業務において実現し、急拡大するサステナビリティ情報開示・保証マーケットに対応できる人材を育成する



体系的な基礎・専門研修

<認定対象となる構成員の範囲>

EY新日本の全社員・専門職員(監査トレーニーは対象外)



サステナビリティ業務機会

<SDA認定者制度の導入により達成したい目標>

- ① 監査・保証業務の前提となるサステナビリティ・リテラシーの育成
- ② 高品質なサステナビリティ制度保証実現に向けた担い手の育成
- ③ 多様なキャリア形成と業務を通じた社会貢献意識の向上



業務習熟度に応じた評価・認定により知識・経験が見える化

(認定者推移)

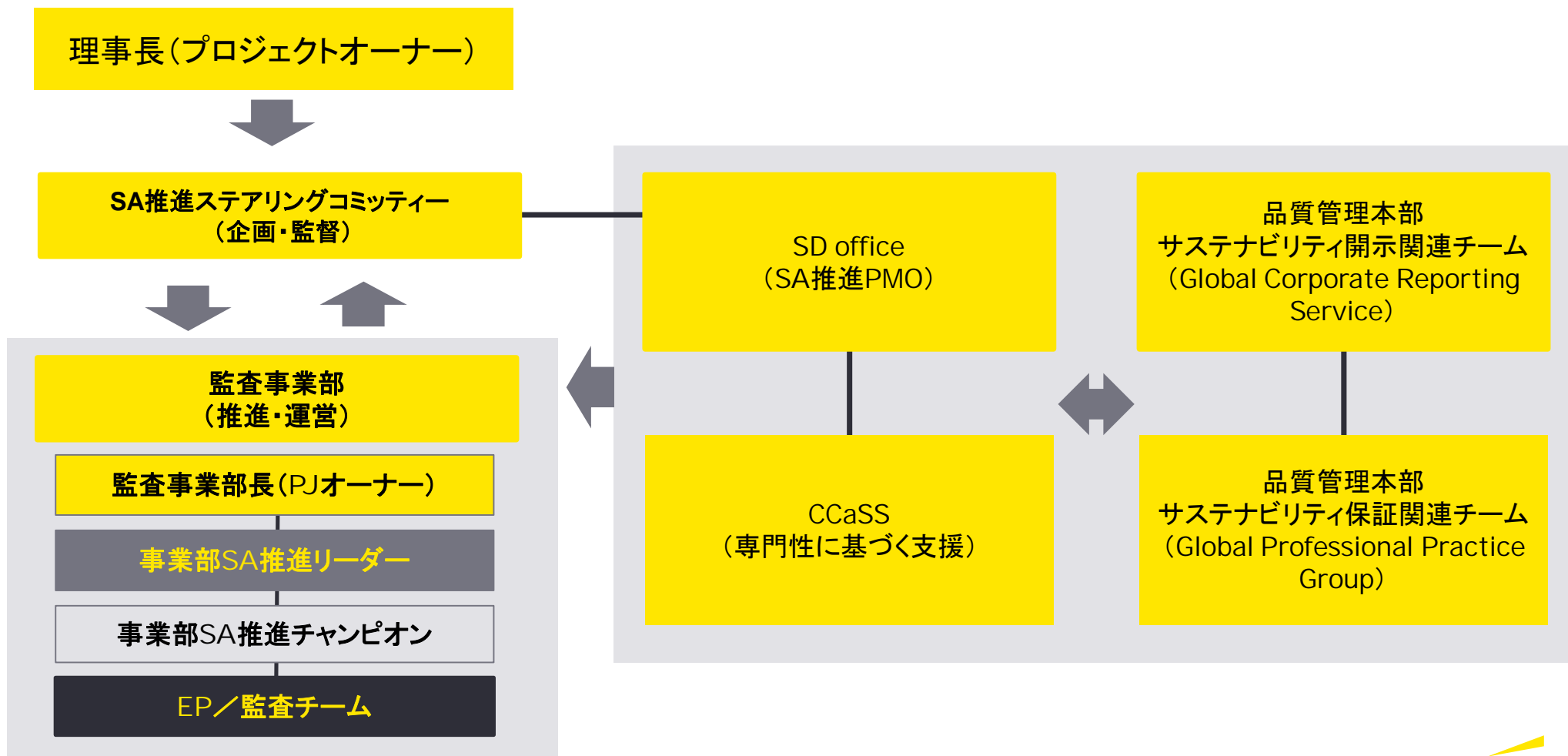
FY23 766名

FY24 1,385名

FY25 監査従事者等への基礎認定必須化へ

※ 今後は業務経験者増加により注力

EY新日本のサステナビリティ保証(SA) 推進体制



EYのグローバル(EYG)とのサステナビリティ開示・保証業務における密接な連携

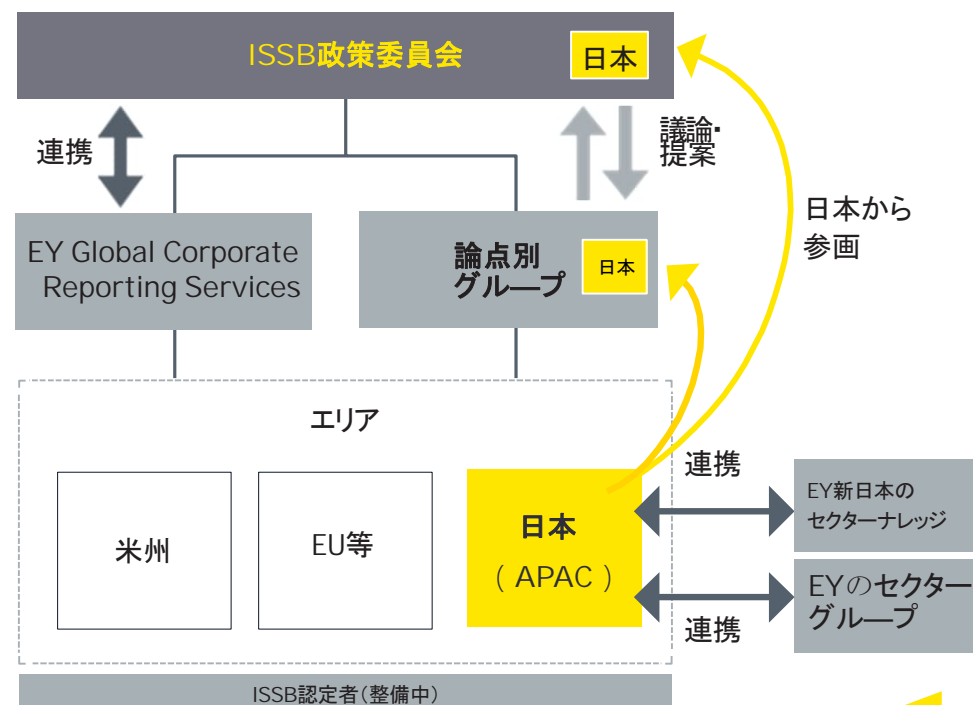
<EYGのサステナビリティ保証推進体制>

SAGE (Sustainability Assurance Excellence & Growth) project teamがEYGに組織化され、オペレーション(デジタル活用含む)、品質、人事、研修等全ての部門の各地域代表者が関与。日本もメンバーとして複数者を輩出

(例)品質管理分野における連携

- ✓ (現場課題起点の)基準の解釈・規制当局／基準設定主体への意見発信
- ✓ EYGの品質管理体制整備への貢献
- ✓ 人的交流による実務習得

(例)ISSB開示分野における連携状況



ルールメイキング・開示実務の浸透への貢献活動例

＜EY新日本のルールメイキング・開示実務浸透などへの貢献活動＞

CCaSSを中心に、国内サステナビリティ開示制度のルールメイキングや開示実務の浸透に資する業務案件に積極的に関与しています

(例) 金融庁のサステナビリティ開示・保証の検討に係る動向調査の受託

令和6年4月17日
金融庁

「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」報告書の公表について

金融庁は、「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」をEY新日本有限責任監査法人に委託しました。

本調査は、日本におけるサステナビリティ開示・保証の基準開発を行うに当たり、国際的な整合性を図りつつ、全体として充実したサステナビリティ開示を着実に進めることを目的としたものであり、諸外国におけるサステナビリティ情報等の開示・保証に関する基準、ガイダンス、法規制等について文献調査するとともに、関係団体へヒアリング調査を行いました。



出所：金融庁『主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査』報告書の公表について
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/20240417.html>
(2024年9月18日アクセス)

(例) JETROの「CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス」の受託開発



お知らせ
2024年5月14日

※参考情報

CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス（JETROウェブサイト：2024年5月発行）

EY新日本有限責任監査法人CCaSS、EYベルギーJBSが作成協力

お問い合わせ

EY新日本有限責任監査法人 CCaSS (Climate Change and Sustainability Services)

CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス（以下本ガイダンス）は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）からEYグローバルネットワーク（EY新日本有限責任監査法人CCaSS、EYベルギーJBS）への委託により作成されました。

本ガイダンスの内容は、2023年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がございます。掲載した情報・コメントは作成委託先の執筆者の判断によるものであり、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本ガイダンスはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依頼すべきものではない点にご留意ください。本ガイダンスにてご提供する情報に基づいて判断される場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイダンス（2024年5月）
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/80fd13a160c18b11.html>（JETROウェブサイトへ）

2020年以降、毎年「監査品質に関する報告書」でサステナビリティと監査品質についての取り組みを紹介

監査品質に関する報告書2020

I-2 Focus 2 LTV & セクターナレッジ 15

クライアントビジネスの理解とLTVフレームワーク 17

業界知識の探求 -セクターナレッジ座談会- 18

セクターナレッジの主な取組み 21

クライアントビジネスの理解とLTVフレームワーク

LTVについて
LTVとは、「Long-term value(長期的価値)」の略称で、企業の目的(存在意義)を明確にし、幅広いステークホルダーに焦点を当て、長期的に企業価値を高めていくことを意味する概念です。今日、企業は、極めて不確実性が高く変化の激しい事業環境の中で社会的責任を果たすことを求められ、SDGs経営、ステークホルダー資本主義に代表される新たな概念が急速に広がっています。かつてない事業環境にあって企業経営者は、ESGを意識し企業を持続的に成長させLTVを高める、という命題に挑戦しています。このような環境を踏まえ、会計監査人として、従来以上に多面的に企業を取り巻くメガトレンド、経営課題とそれに対応する経営戦略を積極的に理解することが、リスクアプローチに基づく高品質な監査の提供につながるものと考えています。また、こうした取組みも含め、企業とよりよいガバナンス構築に資するようなコミュニケーションを深めることが求められているものと考えています。

EY新日本の取組み
2020年7月にEY Japan全体でLTV推進室が発足したことを契機に、EY新日本でもLTVへの取組みを法人全体で本格化させています。具体的には、他のサービスラインと連携し、ポスト・コロナの経営課題やLTVに関するwebセミナーを積極的に外部に発信することに加え、法人内部でも知見を共有し、サステナビリティ報告の分野を含めた企業を取り巻くメガトレンドの習得機会を増やしています。また、監査計画策定期におけるチームディスカッションにおいては、EY Globalで研究開発されたLTVフレームワークを活用し、企業活動をより多面的・体系的に分析・理解し、それを効果的にコミュニケーションする方法について議論しています。さらに、各業種セクターのナレッジ活動においても、LTVフレームワークを活用し、業界ごとの非財務指標を含めた分析・洞察の共有を図り、EY Globalとも連携して、より価値の高い知見の獲得機会を増やすための取組みを進めています。

監査品質に関する報告書2021

I Focus 1 LTV(Long-term value—長期的価値) 5

クライアントとともに変わるEY新日本 —LTV座談会— 7

【第1部】
変わる企業経営とEYが追求するLTV(長期的価値) 7

【第2部】
変わる企業開示とEY新日本の監査品質向上等の取組み 10

[第2部] 変わる企業開示とEY新日本の監査品質向上等の取組み

新たな企業経営の概念の広がりとともに、非財務情報を含めた企業開示のルールも大きく変化しています。後半の座談会では、非財務情報開示の動向と監査への影響、またEY新日本におけるLTVフレームワークを監査業務の品質向上に活用する取組み等について議論します。

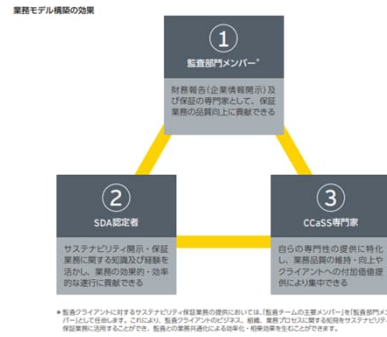
■非財務情報開示の動向と監査への影響

江口 改訂コーポレートガバナンス・コードでは、プライム市場¹⁾上場会社は、国際的な枠組み(TCFD²⁾)に基づく気候変動開示の質と量を充実させることが求められています。年々増加する非財務情報開示の要求を企業はどう捉えたいのでしょうか？
高野 企業の中長期的なサステナビリティや将来性を評価するため、ESGにかかわる企業の取組みは、投資家にとっても不可欠な情報(図3)として捉えられるようになってきています。その中で、ESGにかかわる非財務情報開示の要求が、単純な個別項目としての開示から、各非財務情報をどのように企業の持続的成長を実現するための機会およびリスク要因として捉え、戦略に組み込み、重要なKPIとして識別・測定しているか、統合報告書のように**全社の取組みの全体像を開示**させる流れに変化してきています。



監査品質に関する報告書2022

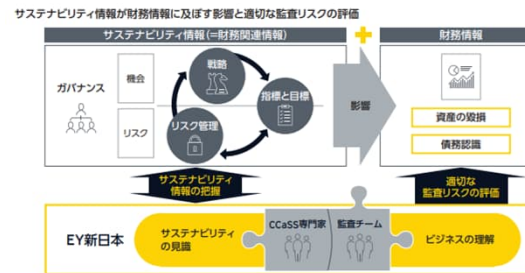
特集記事2 サステナビリティ情報開示に向けて 17



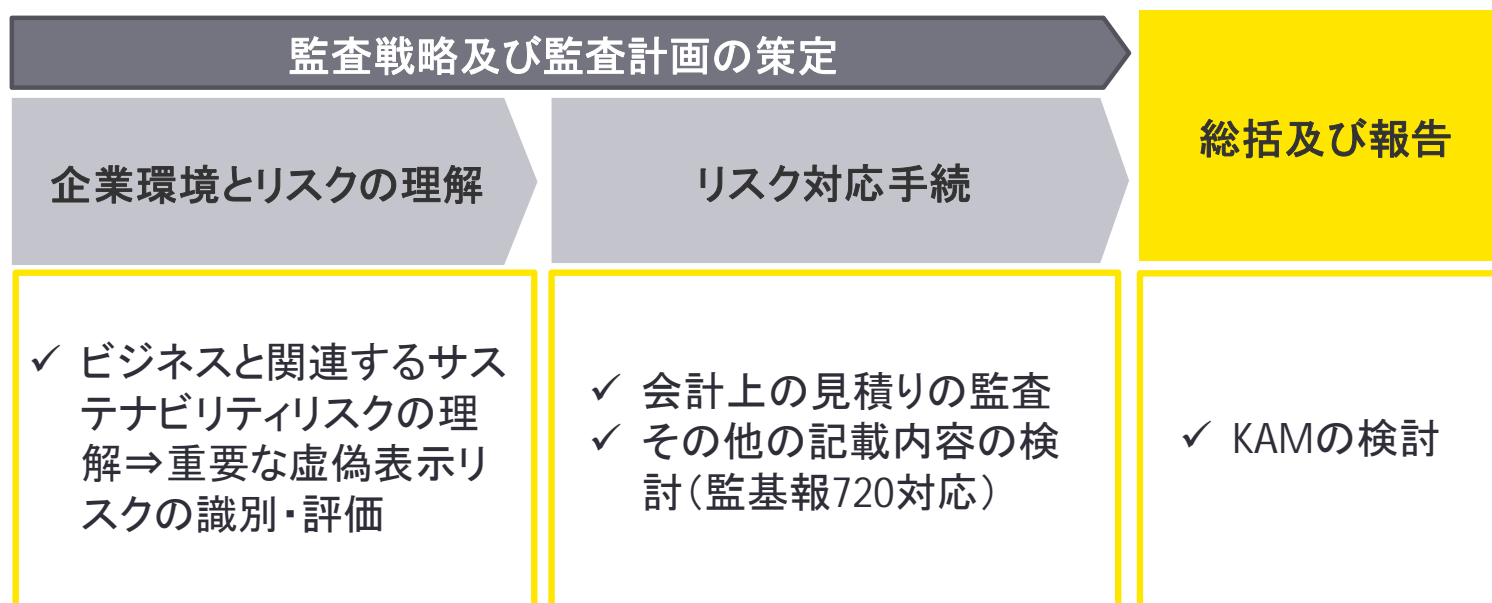
EY新日本は、上記の業務実施体制づくりとサステナビリティ専門家人材の育成を進め、監査品質及びサステナビリティ保証業務品質のさらなる向上とクライアントへの付加価値の提供に積極的に取り組んでいます。

監査品質に関する報告書2023

特集1 サステナビリティ経営・開示時代の幕開けへの対応



監査品質とサステナビリティ

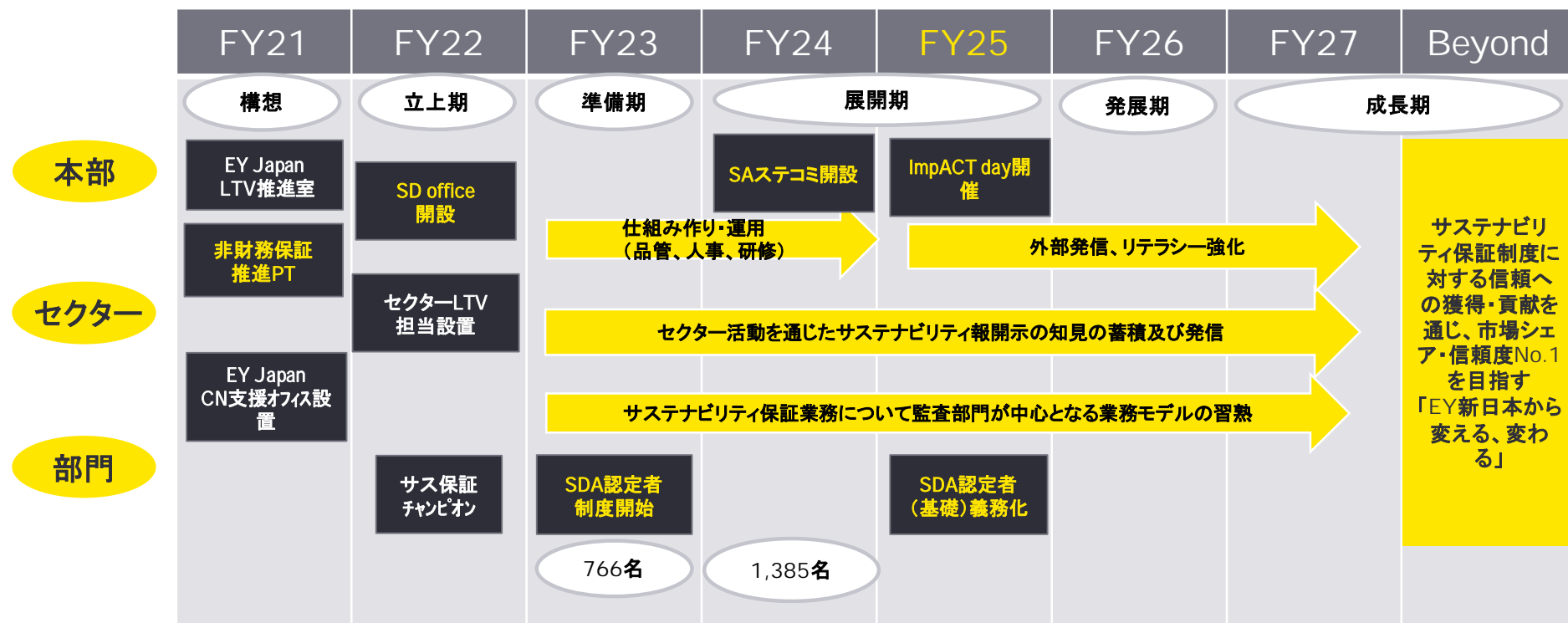


監査・サステナビリティ保証の一体提供を通じて、監査を含めた品質向上と経営・情報開示のグローバル化、不正防止等に貢献

- サステナビリティに係る重要トピックを経営者、監査役等とディスカッション
- EY GAM「気候関連リスク-スコープ及び戦略」フォームへの適切な対応
- 監査計画立案・実証手続へのCCaSS専門家の関与

まとめ

EY新日本におけるこれまでの取り組みと今後の目標



質疑応答

■オンライン (Microsoft Teams) でご参加中の皆さまへ



- ご質問がある方は「手を挙げる」を押してお待ちください。
- お名前が呼ばれましたら、マイクを「オン」にしてお話しください。

サイバーセキュリティの 最新動向

EY新日本有限責任監査法人
Forensics事業部 杉山 一郎
2024年9月20日



自己紹介



杉山 一郎

EY新日本有限責任監査法人
EY Japan Forensics Technology Leader
Cyber Assurance Leader
プリンシパル

Tel: 03 3503 3292
Mobile: 080 9367 2746
Email: Ichiro.Sugiyama@jp.ey.com

主な経歴

- 国内大手セキュリティ会社を経て、EY新日本有限責任監査法人に入所、ForensicsのTechnologyグループのリーダーとして、サイバーセキュリティやデジタルフォレンジック関連業務(eDiscovery等)に従事。また、サイバーアシュアランスリーダーとして、会計監査におけるサイバーセキュリティのリスク評価等の支援業務も行っている。
- 日本国内のフォレンジック黎明期からフォレンジック業務に携わっており、これまでに「日本の特定産業を標的としたサイバー攻撃」「過労死認定に係る労務状況調査」等、数多くの調査事案に対応した経験を有している。
- デジタルフォレンジックの研修プログラムを独自に開発し、法執行機関に提供しており、これまでに法執行機関の調査員延べ1,000人以上の研修に当たる。
- デジタル・フォレンジック研究会が発刊する「証拠保全ガイドライン」の初版からWGメンバーとして参加するなど、デジタルフォレンジックの啓発活動やenPiT Proなどセキュリティ人材育成の活動にも積極的に関与している。

資格等

- GIAC認定資格 4種保有(GIAC Certified Forensic Analyst、GIAC Certified Forensic Examiner、GIAC Network Forensic Analyst、GIAC Advanced Smartphone Forensics Certification)
- GIAC Advisory Boardメンバー
- デジタル・フォレンジック・プロフェッショナル認定 実務者資格(CDFP-P)
- 主な著書:『サイバーセキュリティ対応の企業実務』(中央経済社、2023年) 2024年末、上記書籍の続編(製品・サービスセキュリティ)が発売されます

社外活動

- デジタル・フォレンジック研究会 証拠保全WG(2010年～)、資格認定SG(2021年～)
- enPiT Pro Security(九州大学)講師(2019年～)
- SANS APAC DFIR Summit Advisory Board Member(2023年)
- 日本セキュリティ大賞 審査員(2024年)
- その他講演複数(Security Days、SECCON、九州経済連合会等)

はじめに

- 企業の開示や報道などを通じて広く認知されているように、ランサムウェア攻撃を筆頭に世界中の組織においてサイバー侵害の数とその影響が増加する傾向にある

地域	数字の概要	金額
日本	過去3年間のサイバー攻撃の1組織あたり累計被害額(2023年)*1	平均1億2,528万円
日本	ランサムウェア被害発生組織における累計被害額*1	平均1億7,689万円
日本	サイバー攻撃による経済損失の潜在リスク(推計)*2	平均で時価総額の3.18%相当
日本	重要インフラ事業者へのサイバー攻撃件数(2023年度)*3	123件
米国	サイバー犯罪事件による被害報告総額(2023年)*4	125億米ドル (前年は103億米ドル)
英国	サイバー犯罪事件による損害額(2023年)*5	305億ポンド
世界	データ侵害時の平均コスト(2023.3~2024.2)*6	488万米ドル (前年は445万米ドル)

*1トレンドマイクロ「サイバー攻撃による法人組織の被害状況調査」2023年11月1日リリース、
trendmicro.com/ja_jp/about/press-release/2023/pr-20231101-01.html

*2 共同通信「サイバー攻撃潜在リスク31兆円 国内上場企業の損失額を試算」2024年9月3日、nordot.app/1203587004511436978

*3 NISC「重要インフラを取り巻く情勢について」(2024年)、www.nisc.go.jp/pdf/council/cs/ciip/dai37/37_shiryoku4_jousei.pdf

*4 FBI, *Internet Crime Report 2023*, www.ic3.gov/Media/PDF/AnnualReport/2023_IC3Report.pdf

*5 Beaming, *The price of insecurity, 2024*, beaming.co.uk/ebooks/report-the-cost-of-business-cybercrime-in-2023

*6 IBM, *Cost of a Data Breach Report 2024*, ibm.com/reports/data-breach



東京商工リサーチ「2023年の『個人情報漏えい・紛失事故』が年間最多」2024年1月19日、
www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198311_1527.html

サイバー攻撃のベクトル増加

- 企業ネットワークへの直接攻撃のみならず、企業ネットワーク外にあるインターネット接続機器への攻撃も増加している
- DX、スマートファクトリーの普及などにより攻撃の側面が多様化することで、IoTなどが防御すべき対象が増加する

さまざまなインターネット接続機器

- 監視カメラ
- ネットワークストレージ
- 電話関連 (VoIPゲートウェイなど)
- 制御システム
- 工場などに設置された機材
- 電力などの需要監視システム
- 医療機器

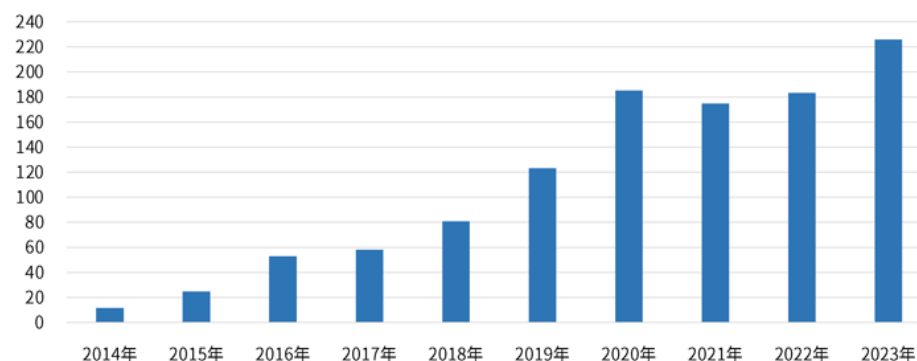


脆弱なインターネット接続機器のスキヤナ

- Shodan
- FOFA
- Censys
- ZoomEye

探索や攻撃の数

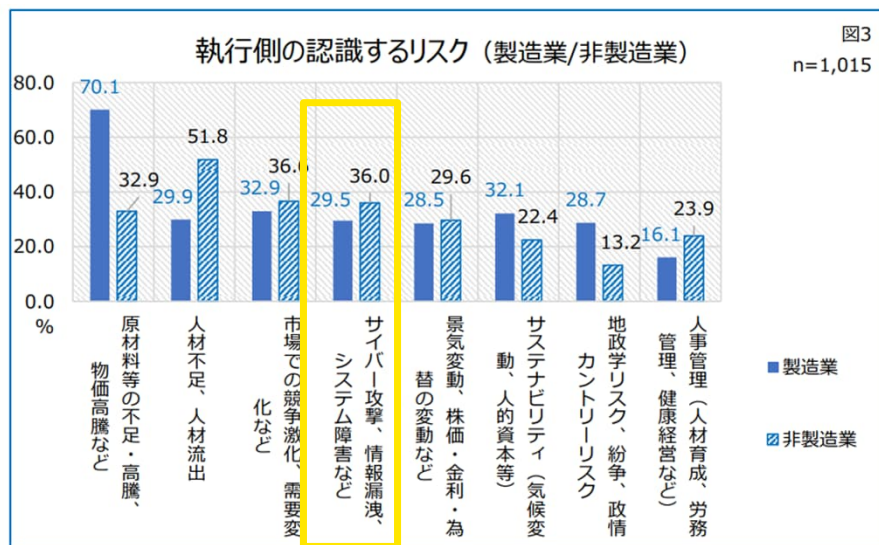
(パケット数、単位：万)



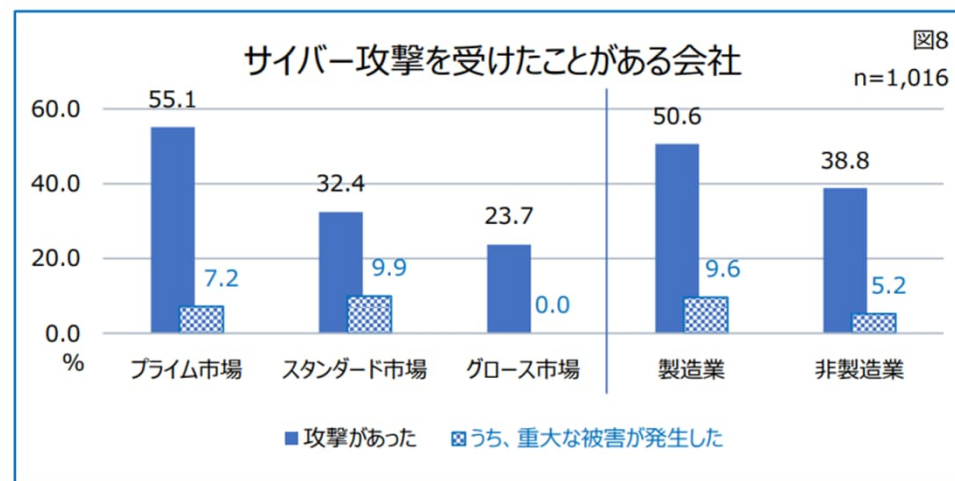
情報通信研究機構「NICTER観測レポート2023の公開」2024年2月13日リリース、
www.nict.go.jp/press/2024/02/13-1.html

サイバーリスクへの認識

- サイバー攻撃の増加を受け、日本企業の執行側のリスク認識も高まっている
 - JIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)等の調査においては、サイバーリスクは最も投資優先度の高い経営リスクとなっている*1
 - サイバー攻撃は他のリスク(地政学・市場競争・株価変動・人材流出など)にも関連する
- 特に日本企業においては、サードパーティ(企業内外の業務関係先)に起因するサイバー侵害が半数近く報告されるなど、サプライチェーンの多元化によるセキュリティリスクにも留意が必要である*2 *3 *4



(図3は左からQ13全体の回答数値が多い順)



日本監査役協会「多様化するリスクの把握と監査活動への反映及びその開示」(2023年)、www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2023/11/eI001_20231130-1.pdf

*1 JIPDEC/ITR「DX推進・DX推進・生成AIとセキュリティ・プライバシー保護の実態」(2024年)、www.jipdec.or.jp/library/report/m0p0h6000000wt0-att/20240315_s01.pdf

*2 SecurityScorecard「世界のサードパーティサイバーセキュリティ侵害に関するレポートを発表」2024年5月8日リリース、digitalpr.jp/r/87803 (Digital PR Platform)

*3 経済産業省が示す「サイバーセキュリティ経営ガイドライン(meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/guide_v3.0.pdf)」においても、経営者が認識すべき三原則の一つにサプライチェーン全体にわたるセキュリティ対策への目配りが必要とされている

45 *4 2024年2月に公開された米国 NIST Cybersecurity Framework 2.0においても、サプライチェーンリスクマネジメントに関する管理策が強化されている

これからさらに高まるリスク

- ENISIAによる2030年までに予測される新たなサイバーセキュリティの脅威においても、サプライチェーン関連リスクが複数挙げられている*1
 - 特にDX等により外部との接続機会が増える一方で、製造ラインのライフサイクルや生産を優先することで、セキュリティ対策が後手になる傾向にある製造業はサイバー攻撃の標的になりやすく、特にランサムウェアの最大の標的となる傾向にある*2
 - さらに製造業では、攻撃がサプライチェーン全体に及ぶことから全体でのリスク対応が求められるほか、2024年6月のWEFにおいては、サイバー攻撃を受けた場合においても、被害最小化を図り早期に復帰できる能力(サイバーレジリエンス)の確保をビジネス上の優先事項とすべきと提言されている*3
- サプライチェーン以外には、スキル不足(セキュリティ人材の不足)や偽情報の悪用などが挙げられている
 - 2030年問題(人材不足)を考慮すれば、サプライチェーンやAIなどの技術活用は不可避であり、これらのリスクとうまく向き合う必要がある

'Foresight Cybersecurity Threats for 2030', ENISA*1

1	Supply Chain Compromise of Software Dependencies	6	Cross-border ICT Service Providers as a Single Point of Failure
2	Skill Shortage	7	Advanced Disinformation / Influence Operations (IO) Campaigns
3	Human Error and Exploited Legacy Systems Within Cyber-Physical Ecosystems	8	Rise of Advanced Hybrid Threats
4	Exploitation of Unpatched and Out-of-date Systems within the Overwhelmed Cross-sector Tech Ecosystem	9	Abuse of AI
5	Rise of Digital Surveillance Authoritarianism / Loss of Privacy	10	Physical Impact of Natural/Environmental Disruptions on Critical Digital Infrastructure

THE REVIEW OF THE ENISA FORESIGHT CYBER-SECURITY THREATS FOR 2030



*1 ENISA, "Skills shortage and unpatched systems soar to high-ranking 2030 cyber threats," 27 March 2024, enisa.europa.eu/news/skills-shortage-and-unpatched-systems-soar-to-high-ranking-2030-cyber-threats

*2 IBM, *IBM X-Force Threat Intelligence Index 2024*, ibm.com/reports/threat-intelligence

*3 WEF, "3 ways manufacturers can build a culture of cyber resilience," 7 Jun 2024, weforum.org/agenda/2024/06/manufacturers-face-cyber-threats-cyber-resilience-culture/

依然として多いランサムウェア攻撃

- サプライチェーン攻撃含めて、多くのサイバー攻撃の最終目標がランサムウェアによる脅迫となっている
 - 日本の重要インフラ事業者に対する攻撃のうち、最も多い攻撃がランサムウェア攻撃^{*1}
 - OT領域におけるインシデントで最も多いシナリオがランサムウェア攻撃^{*2}
- ランサムウェアによる被害を回避できた組織が一定数存在する一方、ランサムウェアの身代金に応じる組織が一定数存在し(26.9%)、被害を受けた組織(47.1%)のうち、半分以上(28.2%)が復旧できていないとされている^{*3}
- ランサムウェア攻撃による損害は事案により異なるが、下記のような損害が生じる(その他損害を次のページに記載)
 - 費用損害(インシデント対応、システム復旧、顧客対応など)
 - 賠償損害(漏えい等による第三者への損害など)
 - 利益損害(業務システム停止等による機会損失など)
 - その他(行政損害、レピュテーション低下や株価下落による無形資産の損害など)

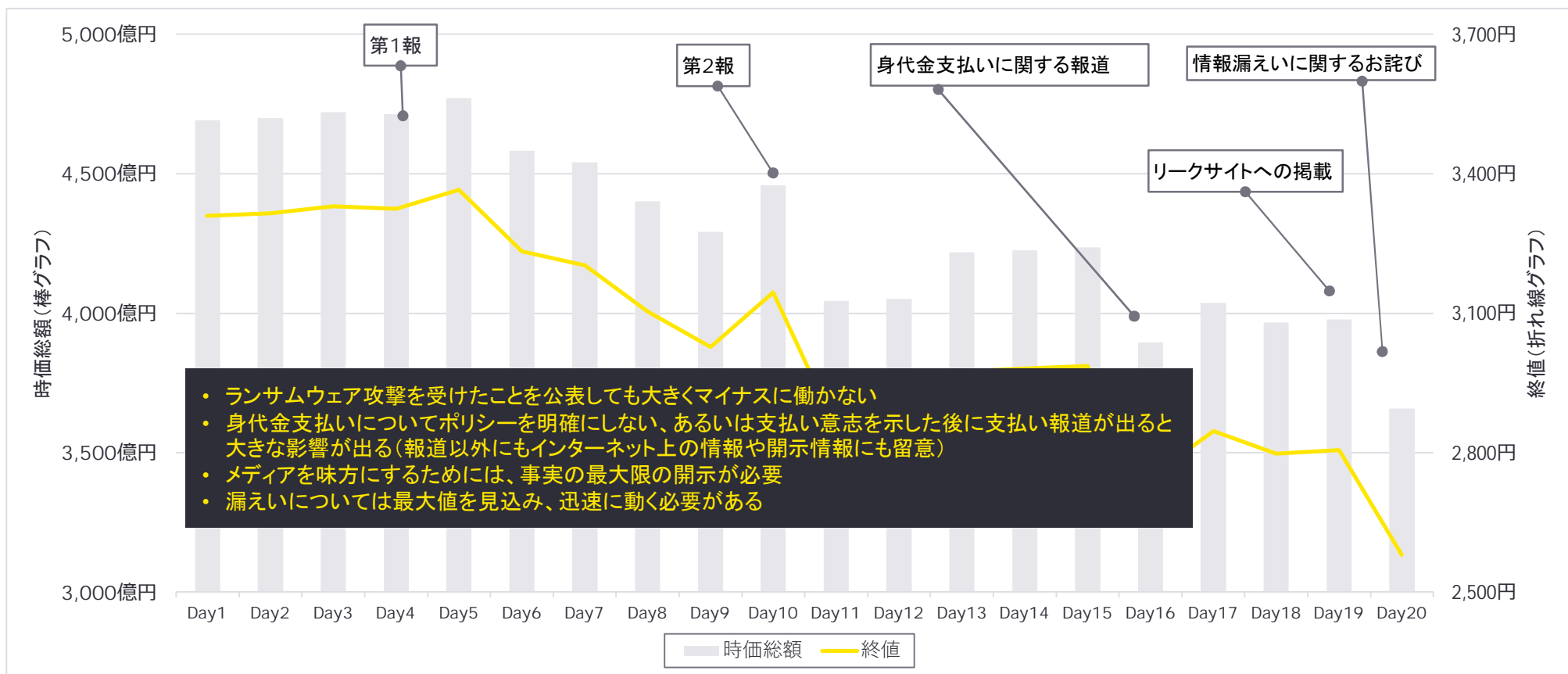
*1 NISC「重要インフラを取り巻く情勢について」(2024年)、www.nisc.go.jp/pdf/council/cs/ciip/dai37/37_shiryoku4_jousei.pdf

*2 Dragos, 2023 OT Cybersecurity Year in Review, 2024, dragos.com/ot-cybersecurity-year-in-review/

*3 JIPDEC/ITR「DX推進・DX推進・生成AIとセキュリティ・プライバシー保護の実態」(2024年)、www.jipdec.or.jp/library/report/m0p0h6000000wt0-att/20240315_s01.pdf

無形資産の損害例(株価)

あるサイバーインシデントの株価変動



時価総額 4,771億円 → 3,658億円(▲1,113億円)

株価(終値) 3,365円 → 2,580円(▲785円)

株価への影響についての研究

NY証券取引所に上場している企業のうち、過去にランサムウェア攻撃被害を開示した企業の株価変動について、同時期のNASDAQ指数価格の変動と比較した英国Comparitechの調査結果*によれば、全体平均で見た場合はランサムウェア攻撃による影響は少ないと結論付けられている

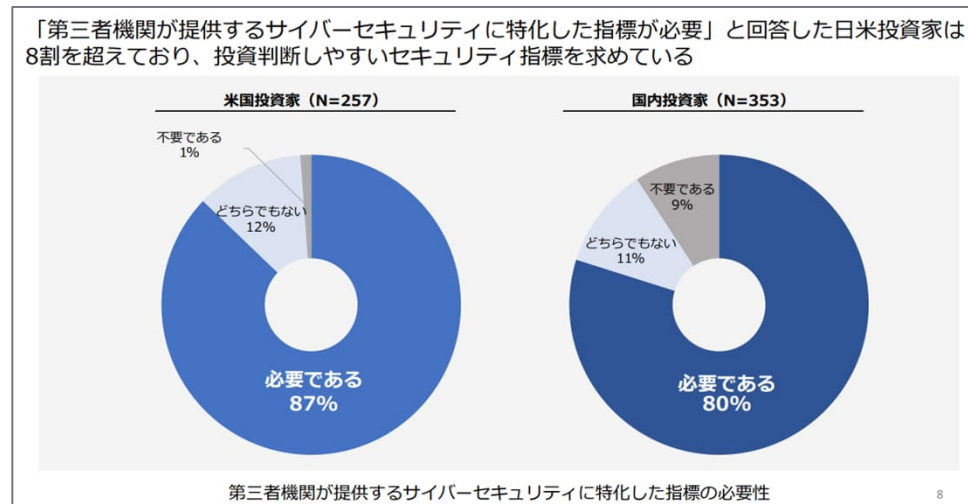
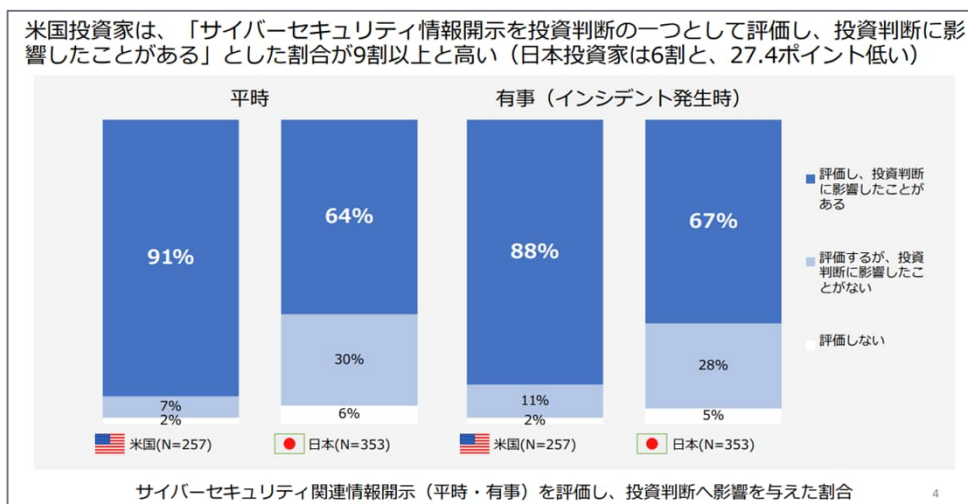
一方で、業種・ランサムウェア種別・日付の経過が株価の変動要因として観測されている

- 2022年より前にランサムウェア攻撃について開示した組織は16.6%のパフォーマンス上昇が見られたのに対して、2022年以降にランサムウェア攻撃に対する開示をした組織では12%のパフォーマンス悪化が確認されている(各株式の株価変動率と、同期間のNASDAQ指数価格の変化率を比較)
- 業種別の株価変動を見ると金融が最も影響を受け(-24.3%)、次いで、食品・飲料(-18.4%)、ビジネス・専門サービス(-17.9%)が続く
- ランサムウェア種別で見ると、ALPHV/BlackCat(-16.4%)、BlackBasta(-14.7%)、Lapsus(-8.0%)

* Comparitech, "How ransomware affects stock market share prices: report," 25 April 2024, comparitech.com/blog/information-security/ransomware-share-price-analysis/

(参考)サイバーセキュリティの開示

- 日本IT団体連盟が日米投資家610名に対して実施した「サイバーセキュリティ情報開示に関する意識調査」の結果*からは、日米ともに多くの投資家が「セキュリティ情報開示を投資判断の一つとして評価する」、「第三者機関が提供するサイバーセキュリティに特化した指標が必要」と回答
- 特に米国投資家は、セキュリティインシデント発生時の開示情報が投資判断に影響すると回答している



* 日本IT団体連盟「サイバーインデックス企業調査2023」(2023年)、itrenmei.jp/files/CYBER_INDEX/20231208file.pdf

(参考)セキュリティ報告書

- セキュリティリスクに対する取り組みを個別に報告する事例が増加している



東芝「サイバーセキュリティ報告書 2024」、www.global.toshiba/jp/cybersecurity/corporate/report.html

日立製作所「情報セキュリティ報告書 2023」、hitachi.co.jp/sustainability/download/pdf/securityreport.pdf

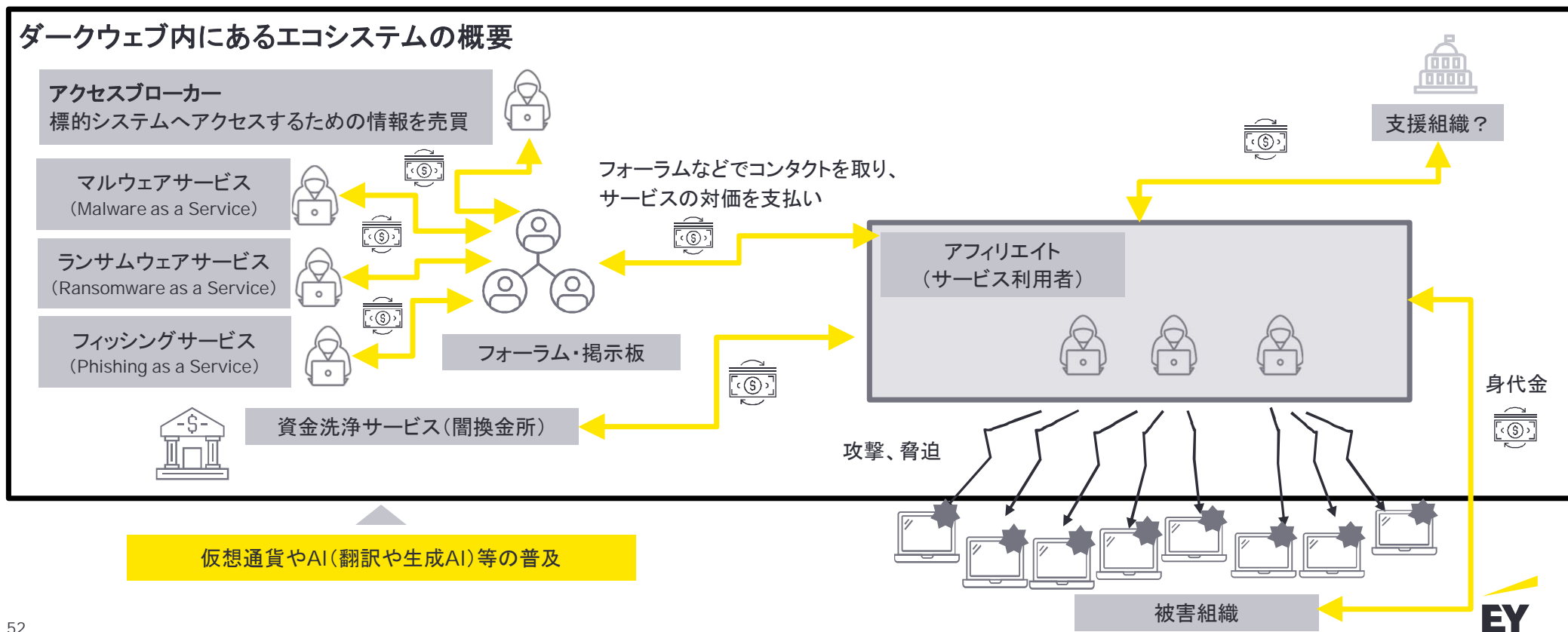
グリー「情報セキュリティ報告書 2024」、corp.gree.net/jp/ja/sustainability/internet-society/information-security/pdf/GREE_information_security_report_2024.pdf

富士フイルムホールディングス「情報セキュリティ報告書」(2022年)、holdings.fujifilm.com/ja/sustainability/activity/governance/security

サイバー攻撃の数と影響は減るのか

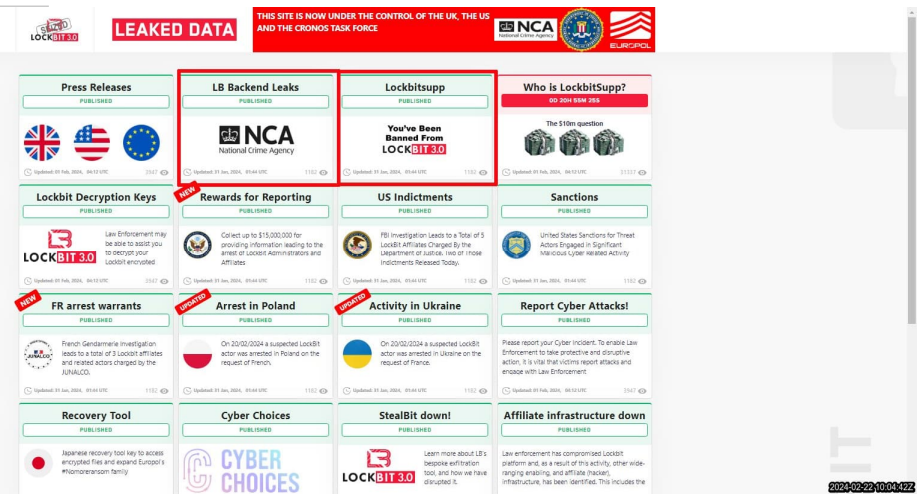
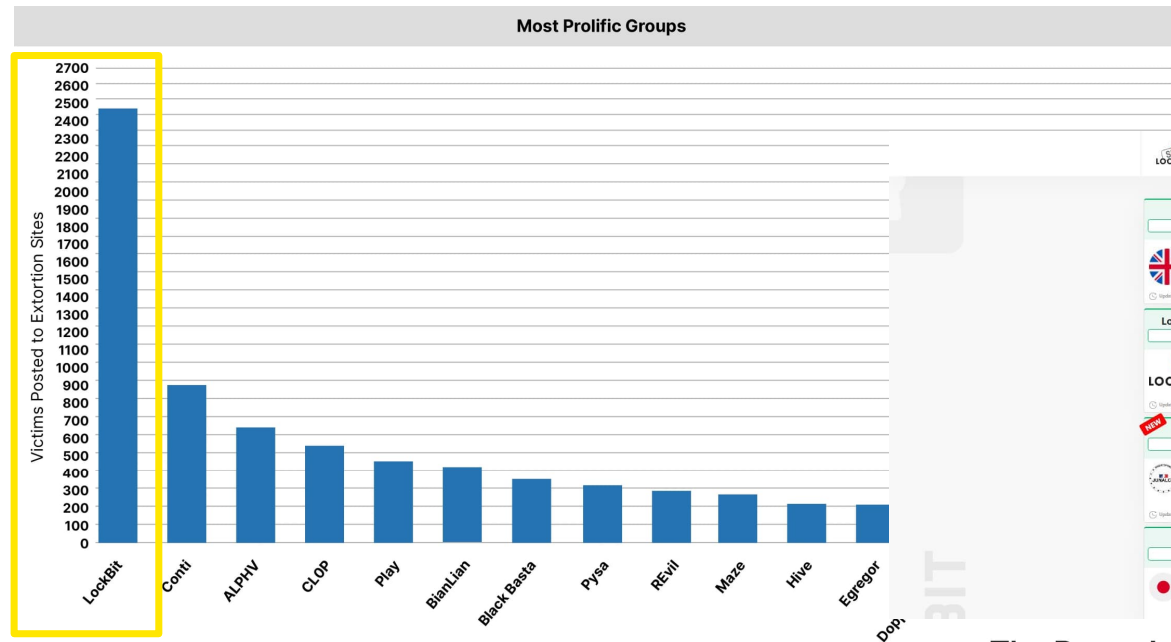
サイバー犯罪エコシステムの成熟化に鑑みれば、攻撃数自体の減少は考えにくい

- ▶ ダークウェブで活動するアクター(犯罪者)は、自身が提供するサービスの対価として、他のアクターから収益を得ることでビジネス化している
- ▶ 高度な技術が専門化されることで、主犯は戦略・戦術に専念することができ、より高度化され攻撃による被害・影響は拡大することが予想される



ランサムウェア攻撃は減るのか

特に活動が活発なランサムウェアを利用する犯罪者(ランサムウェアギャング)は数十とあり、そのランサムギャングのうち、最も被害者が多いLockBitのインフラがNCA(英国家犯罪対策庁)等の国際オペレーションによりテイクダウンされたものの、数日後に活動再開していることから、活動を大幅に抑制することは困難と考えられる



The Record.
Recorded Future News

The Record, "Ransomware tracker: The latest figures [June 2024]," 10 June 2024, therecord.media/ransomware-tracker-the-latest-figures

NCA, "The NCA announces the disruption of LockBit with Operation Cronos," nationalcrimeagency.gov.uk/the-nca-announces-the-disruption-of-lockbit-with-operation-cronos

ランサムウェア攻撃は減るのか

前述の株価変動の要因として挙げられているランサムウェアの特徴として、「ダークウェブ上の産業に支えられた高度な技術」に加え、「執拗な脅迫」と「メディア対応も含めた高度な戦術」の実行が挙げられる

例1. BlackCat/ALPHV

- ロシア系アクター: 金銭目的のみならず、敵対国の経済へ影響を及ぼす攻撃
- 二重脅迫(暗号化と情報暴露)だけでなく、三重脅迫(DDoS)、四重脅迫(被害組織の顧客への接触)

例2. BlackSuit

- ロシア系アクターであるRoyalの後継
- 他のランサムギャング同様に二重脅迫の戦略を取る
- ソーシャルエンジニアリング攻撃により標的組織に侵害することが確認されている

上記以外にも、メディアの取材に積極的に応じ、自分たちの信頼性や認知度を向上させるアクターがいる

サイバー攻撃を認知できない原因

前述のとおり、ランサムウェアはダークウェブ内で発展する犯罪技術やAIなどの技術革新の恩恵を受け、組織のさまざまな側面を攻撃する傾向にあるが、防御側の対応は十分でないことが多い

①高度なフィッシング攻撃(人の弱点)

- ヴィッシング(メール→電話によるMFA[多要素認証]コードのヒアリング→アカウントの侵害、緊急性を訴求するヘルプデスクへのコール)
- フェイススワッピング(生成AIにより生成された偽のビデオ通話の利用)

②サプライチェーン攻撃(組織の弱点)

- セキュリティの弱い委託先(経済的合理性等の追求により調達先などが多元化した結果)
- クラウドサービスの設定不備や残存資産・テストアカウント
- ソフトウェアサプライチェーン(ソフトウェアのアップデート経路、リスクのある外国産製品ソフトウェア等に留意)
- M&Aにより生じた穴

③未知の脆弱性への攻撃(技術の弱点)

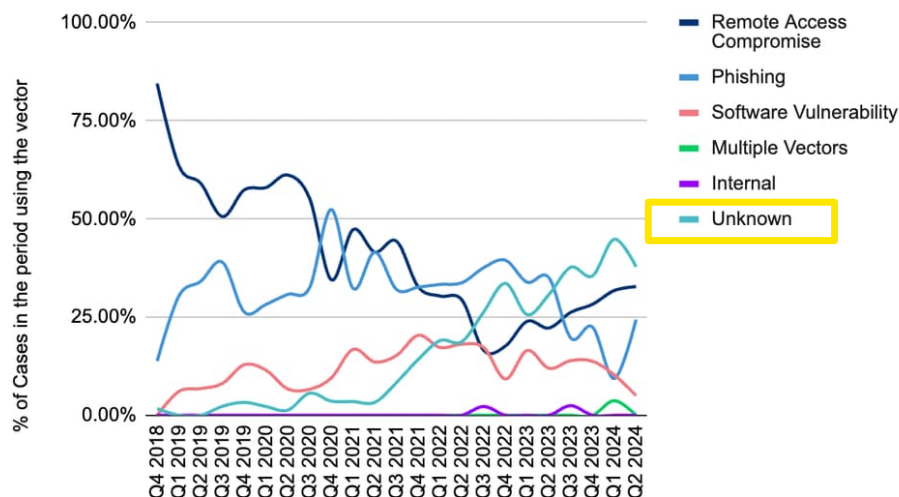
- ダークウェブにおける売買される情報
- 国家安全保障の一環として、武器として開発された脆弱性

サイバー攻撃に気づけるのか

高度な攻撃技術と洗練された戦術により、効率的な脆弱性発見やIT管理者等へのソーシャルエンジニアリング攻撃等が行われ、被害者が気づかない間に攻撃が進行し、調査しても原因や影響が不明となる事案が増加している

- 攻撃者による証拠破壊や誤ったインシデント対応による証拠消失が要因の一つとして考えられる
- 国内にはおいてはゼロトラスト的アプローチが十分でなく、リソースへの認証・認可・アクセスの検証および証拠の取得が不十分

Ransomware Attack Vectors



Coveware, "Ransomware actors pivot away from major brands in Q2 2024," 30 July 2024, coveware.com/blog/2024/7/29/ransomware-actors-pivot-away-from-major-brands-in-q2-2024

2023年は事故件数と情報漏えい人数が過去最多

2023年の事故件数は175件（前年比6.0%増）で、2012年に調査を開始以降、3年連続で最多件数を更新した。社数は147社（同2.0%減）で、前年から3社減少し、過去2番目だった。

2023年の事故175件のうち、情報漏えい人数は「調査中・不明等」が63件（構成比36.0%）を占めた。不正アクセスで被害の全容がつかめず「調査中」として、数値公表を控えるケースが多い。

人数の公表分では、最多は「1万人以上10万人未満」の30件（同17.1%）だった。

100万人以上に及ぶ大型事故は8件（同4.5%）で、前年の2件から4倍に増えた。2023年の事故のうち最大は、受託していたテレマーケティング業務で元派遣社員がクライアントの顧客情報を不正に持ち出し、名簿業者など第三者への流出が発覚したNTTグループの928万人分。

大型事故が相次いだ結果、2023年の漏えい人数の総数は4,090万8,718人分に膨らんだ。「調査中・不明等」の分を含むと、実態はさらに多くなるとみられる。

東京商工リサーチ「2023年の『個人情報漏えい・紛失事故』が年間最多」2024年1月19日、
www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198311_1527.html

攻撃は減らず、戦略・技術ともに高度化する傾向にあり、攻撃を受ける前提でサイバーレジリエンスを高めることに注力が必要

企業に求められること

- サイバー攻撃の数と影響範囲が減少することは期待できず、ひとたびサイバー侵害が生じると事業停止や利益損害などに及ぶだけでなく、外部ステークホルダーとのコミュニケーションが十分でない場合、株価やレピュテーションなどの無形資産にまで影響が及ぶ
- サイバー攻撃の傾向などを踏まえると、以下の点を中心に対策を検討することが望まれる
 - サプライチェーンリスクマネジメント(重要度に応じたリスク評価、契約前のデューデリジェンスなど)
 - 人材不足への対応(人がいる前提の統制体制から自動化・省力化、次世代セキュリティリーダーの育成など)
 - サイバーレジリエンスの確保(サイバーBCPの策定、サイバー演習の実施など)
 - 多元化するリスクへの組織対応(xSIRTの構築や生成AIへの対応など、次ページ以降に補足あり)
 - 基本的なセキュリティ姿勢
 - 認証・認可・アクセス検証の強化やネットワークのセグメンテーションなど、ゼロトラストアプローチの採用
 - サービスやシステムの設計段階でセキュリティを検討できる体制の確保(シフトレフト、セキュリティバイデザイン)
 - 保有する資産と脅威の可視化

(補足1) 事業性質に応じたセキュリティの必要性

組織が行う事業によっては、自社サービスや製品に対するサイバー攻撃にも留意が必要であり、領域ごとのセキュリティ体制(Product-SIRT、Factory-SIRT)とそれらを統合する組織体制(xSIRT)の確保を行う

委託元・委託先としてのセキュリティ

- レンズメーカー(眼鏡メーカーの販売などへの影響)、印刷メーカー(顧客情報の漏えい)、クラウドサービス(依拠するビジネスの停止)などにおいて、インシデントが発生している
- 可用性(委託先の業務継続)や機密性(顧客データなど)が侵害されることで、甚大な損害につながりえる

製品(モノ)からサービス・付加価値(コト)へビジネスがシフトしたことに対するセキュリティ

- IoT含め、販売した製品の脆弱性への対応が必要となる
- SaaSアプリケーションを多用しているが、可視性やアカウント管理を高める必要がある
- サービス提供に利用する監視製品が標的になる事案も確認されている

各国法対応としてのセキュリティ

- EUサイバーレジリエンス法など、デジタル製品に対するセキュリティ要件は厳格となる傾向にある
- 脆弱性やインシデントの報告義務、リスクアセスメントの実施などの厳しい要件が課せられる

(補足2) 生成AIへのセキュリティ対応

AI駆動型攻撃は攻撃者の作業効率や品質を向上させている(以下、一例)

- 脱獄行為による不正な利用(例:提供者の意図に反し、攻撃コード等の生成に悪用される)
- 自律的AIによる攻撃(例:攻撃目標のみを指示し、反復的に執拗な攻撃を行う)
- ソーシャルエンジニアリング攻撃への悪用(例:フェイススワッピング、巧みなフィッシングメール、音声による詐欺など)
- 効率的な脆弱性の発見やセキュリティ対策の迂回
- フェイクニュースによる正しい意思決定の妨害など

利用者側は上記を踏まえて、次のような対策を検討する必要がある

- AIを利用した脅威インテリジェンスの活用やプロアクティブな異常検知
- インシデント対応や脆弱性対応などセキュリティオペレーションの自動化
- 前述のゼロトラストやシフトレフトの実装
- AIによる脅威を理解できるセキュリティ人材の育成と従業員のリテラシー教育

質疑応答

■オンライン (Microsoft Teams) でご参加中の皆さまへ



- ご質問がある方は「手を挙げる」を押してお待ちください。
- お名前が呼ばれましたら、マイクを「オン」にしてお話しください。

ステークホルダーへの情報 開示にかかる制度改訂の 方向性

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 副本部長 清水 伸幸
2024年9月20日





トピック

1. 監査法人の適格性評価(上場会社等監査人登録制度)

2. 改訂JSOX

3. 四半期報告

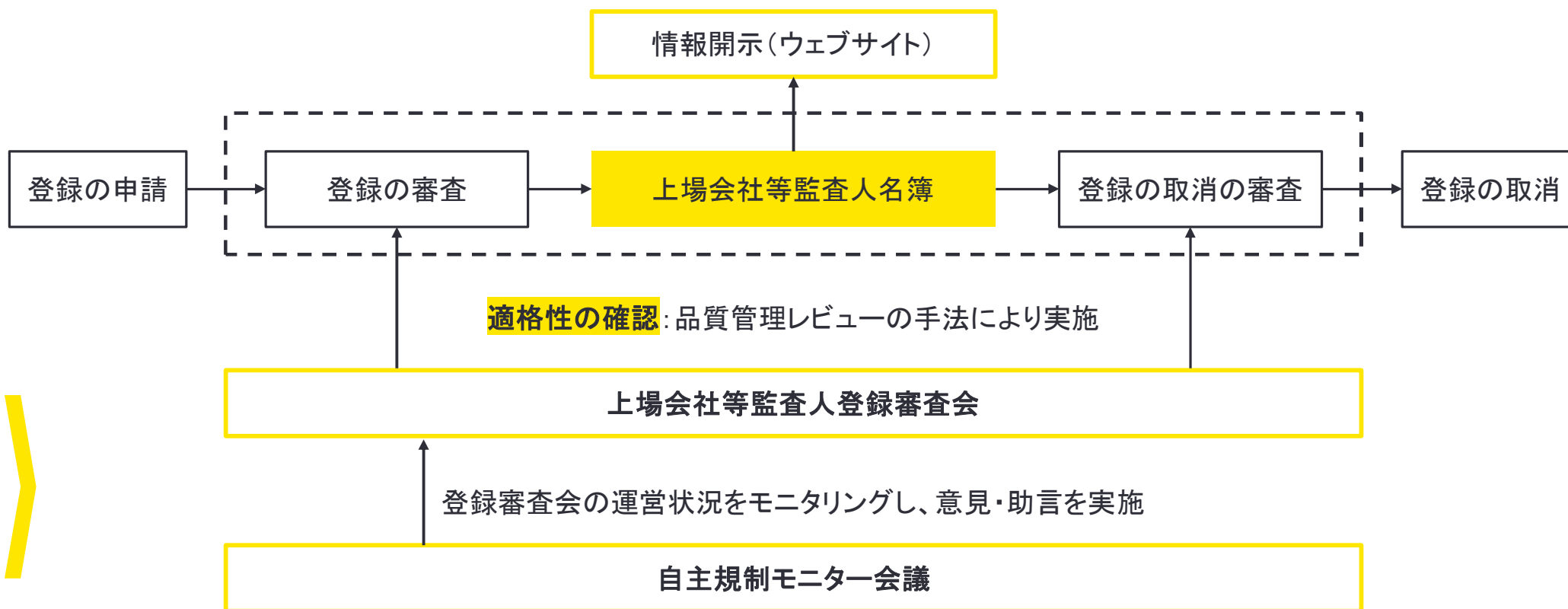


1. 監査法人の適格性評価(上場会社等監査人登録制度)

上場会社等監査人登録制度

- 制度導入の目的・背景
 - 2022年公認会計士法令等の改正により導入
 - 上場会社の監査の担い手の裾野の拡大等により中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の一層の向上が急務となっていること等を踏まえたもの
 - 上場会社の監査を担う監査事務所の規律を高め、会計監査の信頼性を確保することが目的
 - 監査法人等が上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うときは、上場会社等監査人名簿への登録を受けることを義務付け
 - 上場会社等は、上場会社等監査人名簿に登録を受けた監査法人等の監査証明を受けることを義務付け
- 登録制度の概要
 - 上場会社等の監査を行う監査事務所を法律上の名簿である上場会社等監査人名簿に登録し、登録を受けた監査事務所(登録上場会社等監査人)に対して、「高い規律付け」を求め、登録上場会社等監査人が、「高い規律付け」を果たしているかどうかを日本公認会計士協会が確認(「適格性の確認」)し、必要に応じて、登録上場会社等監査人の登録の取消などを行う。

上場会社等監査人登録制度の全体像





2.改訂JSOX

Agenda

1. 改訂の背景、適用時期、改訂に伴う対応の必要性 P.69
2. 重点対応ポイント
 - ①不正に関するリスクの評価 P.73
 - ②リスクの変化の識別と再評価 P.77
 - ③評価範囲の決定 P.79
 - ④ITへの対応 P.81
 - ⑤内部統制の無視・無効化への対応 P.88
 - ⑥内部監査人の能力、責任 P.90
3. 中長期的な課題 P.93

1

改訂の背景、適用時期、
改訂に伴う対応の必要性

内部統制報告制度の改訂の背景と適用時期

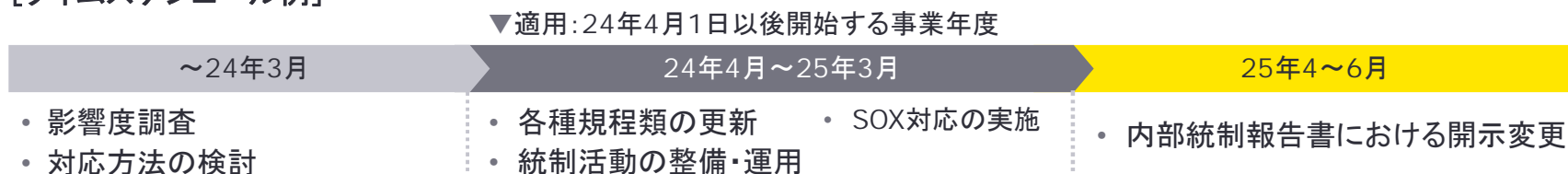
改訂の背景

- 金融庁は、2023年4月7日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」を公表しました。
- 当改訂は、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の、**内部統制報告制度の実効性に関する懸念**が指摘されていることや、国際的な内部統制の枠組みである米国のCOSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の内部統制の基本的枠組みに関する報告書において、経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に対処するために改訂が行われているものの、日本の内部統制報告制度ではこれらの点に関する改訂が行われていないこと等を背景としています。

適用時期

- 適用時期については、**2024年4月1日以後開始する事業年度**における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用されます。
- 内部統制の基本的枠組みや評価範囲等に係る改訂に伴い、全社的に社内の規程類や統制活動、SOX対応方針の見直しが必要となるため、少なくとも2023年度中には自社における影響の把握、対応方針の検討等を行うことが必要と考えられます。

[タイムスケジュール例]



改訂の概要

改訂の概要

内部統制の基本的枠組み

- 内部統制の基本的枠組みにおいては、国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論の進展も踏まえ、内部統制の基本的要素に考慮すべき重要事項が追加されています。主に、不正に関するリスクの評価、リスクの変化の識別と再評価、ITへの対応がキーワードになると考えています。全社的な内部統制は、健全な企業経営をサポートするものであるため、内部統制の基本的要素の重要性を再認識し、会社の内部統制が適切かどうか会社の規模や環境に照らして個々に判断することが求められます。

財務報告に係る内部統制の評価及び報告

- 財務報告に係る内部統制の評価及び報告においては、内部統制報告制度の実効性を向上させる観点から、経営者の内部統制の評価範囲の決定にあたって、金額基準による機械的な判断から質的な影響を含めた財務報告への影響を適切に考慮すべく、リスクアプローチの考え方を強調する改訂が行われています。また、内部統制報告書において評価範囲の決定に使用する指標等について決定の判断事由の記載を求めるなど、経営者による実質的な検討や判断とその過程の合理性の説明を求める姿勢が強く打ち出されています。

財務報告に係る内部統制の監査

- 財務報告に係る内部統制の監査においては、監査人は、財務諸表監査にて入手している監査証拠の活用及び評価範囲について経営者と適時適切に協議する必要があることが明記されました。監査人に対し、経営者による評価範囲の検討が実質的に行えるよう、独立的立場から指導的機能を発揮することが求められています。

改訂に伴う対応の必要性

対応の必要性について

基本的要素はJ-SOXでは全社的な内部統制に該当し、J-SOXはトップダウン型リスクアプローチを採用しているとおり、**全社的な内部統制を重視**しています。内部統制報告書に、内部統制の枠組みとして基準及び実施基準を記載している場合には、改訂後の内部統制の基本的要素に準拠して内部統制を整備及び運用、ならびに評価する必要があるため、**実務上対応が必要**となると考えられます。

- 監査実務指針においても以下のように改訂がなされました。

「財務報告内部統制監査基準報告書第1号
「財務報告に係る内部統制の監査」第37項(抜粋)

監査人は、～～全社的な内部統制の概要を理解し、経営者による評価の妥当性を検討する。このため、監査人は、**全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価の妥当性の検討に当たり、経営者の採用する評価項目が、内部統制評価の実施基準の(参考1)に示された財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例**を参考に、経営者が内部統制報告書に記載している内部統制の基本的枠組みに照らして適切に設定されており、これに則って全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価が実施されていることを検討する。

さらに、内部統制の基本的枠組みにおいては、～～。このため、監査人は、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価の妥当性の検討に当たり、**経営者による全社的な内部統制の評価において、不正リスクや経営者による内部統制の無視又は無効化のリスクが適切に考慮されているかどうか、また、リスクの変化に応じてリスクを再評価し、リスクへの対応を適時に見直しているかどうか**に留意する。

今回の改訂を機に、内部統制の基本的要素(全社的な内部統制)の**重要性を再認識**し、形式的なチェックで済まらず、会社のグループ内において、現在の環境や社会からの期待と照らして有効なのか、**自社の内部統制を改めて検討し、ウイークポイントを洗い出すことが必要**です。

2

重点対応ポイント

① 不正に関するリスクの評価

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

不正リスク

- リスクには、不正に関するリスクも含まれる
- 不正及び違法行為の結果発生し得る不適切な報告、資産の流用及び汚職について検討が必要
- 不正に関するリスクの評価においては、**動機とプレッシャー、機会、姿勢と正当化**について考慮

• 以下のようなケースが多い

WHY

なぜ見直しが必要なのか

Case 1

不正の3要素(動機とプレッシャー、機会、姿勢と正当化)を考慮したリスクの識別、統制活動の設定、評価を行う
不正リスクアセスメント態勢が適切に構築できていない

Case 2

全社統制の脆弱性を起因とした不正も多く、子会社や関連会社までガバナンスが有効に機能していない

Case 3

過去の不正事例を鑑みるに、防止・発見に関する統制活動の設定や、根本的な解決策を検討し、実行していれば未然に防げた不正も多い

今回の改訂を機に...



Check Point

- **動機とプレッシャー、機会、姿勢と正当化**の3つの条件を考慮して**不正リスクを評価**していますか？
- 識別した不正リスクに対し、**防止・発見に資する統制活動を適切に設定**していますか？
- **子会社に不正が生じやすい条件**の有無を日常的に**検討**する部署はありますか？
- 不正の生じた動機・原因・背景等を**調査**、根本的な**解決策を検討し、実行**していますか？



① 不正に関するリスクの評価—監査実務指針上の取扱い

「財務報告内部統制監査基準報告書第1号
「財務報告に係る内部統制の監査」第37項(抜粋)

不正リスク要因については監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」付録1「不正リスク要因の例示」が参考になる。

監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」付録1には、不正な財務報告による虚偽表示に関する要因の例、資産の流用による虚偽表示に関する要因の例が**不正の3要素ごとに記載**されている。(以下付録1抜粋)

《1. 不正な財務報告による虚偽表示に関する要因》

《(1) 動機・プレッシャー》

- 利益の減少を招くような過度の競争がある、又は市場が飽和状態にある。
- 新たな会計基準、法令又は規制の導入がある。
- 業績の低迷が不利な結果をもたらすような企業結合や重要な契約などの未実行の重要な取引がある。

《(2) 機会》

- 通常取引過程から外れた重要な関連当事者との取引、又は監査を受けていない若しくは他の監査人が監査する重要な関連当事者との取引が存在する。
- 重要かつ通例でない取引、又は極めて複雑な取引、特に困難な実質的判断を行わなければならない期末日近くの取引が存在する。
- 財務報告プロセスと内部統制に対する取締役会及び監査役等による監視が有効ではない。

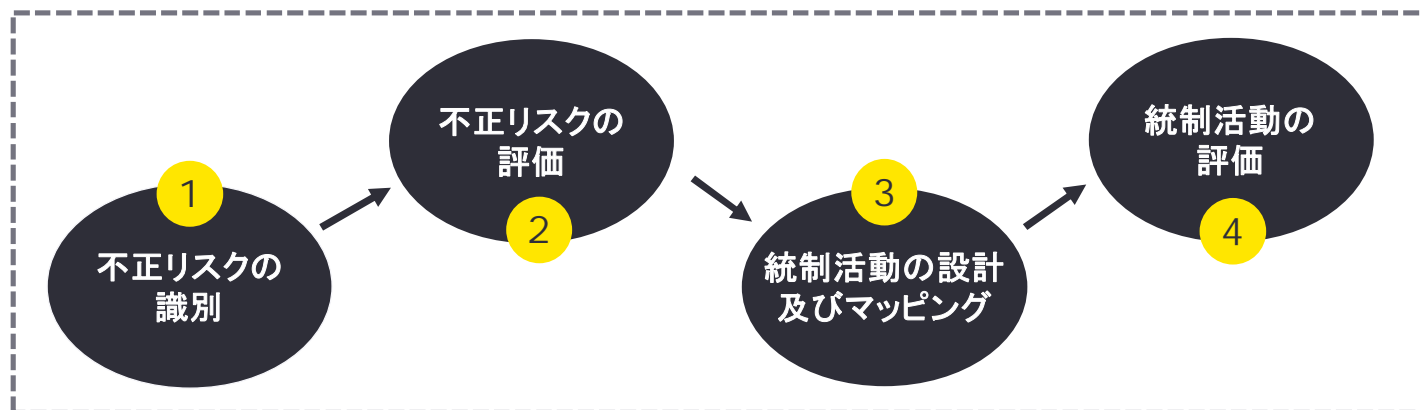
《(3) 姿勢・正当化》

- 経営者が、経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていない、又は不適切な経営理念や企業倫理が伝達されている。
- 経営者が内部統制における重要な不備を発見しても適時に是正しない。

不正リスクについて、内部統制の枠組みの中で動機とプレッシャー、機会、姿勢と正当化の3要素を考慮して対応することが求められている

① 不正に関するリスクの評価—不正リスクアセスメント態勢の例

[不正リスクアセスメントのプロセス例]



1

例えば、内部統制を統括する部署が、企業環境や勘定科目の性質、過去及び当期に発生した不正事例、他社事例の調査結果、コンプライアンス事案、オペレーショナルリスク事象などから会計不正を起し得る環境にあるかのリスク分析を実施し、不正リスクを識別する。具体的には、不正の3要素に基づいた観点・ポイント及び指標・チェック項目を整理し、3要素ごとに不正の兆候有無を判定し、有となった場合には不正リスクを識別する。
※観点・ポイントは前項に記載の付録1「不正リスク要因の例示」等を参考としている。

2

識別した不正リスクが財務諸表に及ぼす影響等を潜在的な不備の影響金額や質的重要性の観点から評価する。
例えば、新商品で不正な収益が計上される可能性がある場合には、新商品に関する業務が財務諸表に及ぼす影響額を調査し、質的なリスクも鑑みて重要性を評価する。

3

識別、評価した不正リスクを防止・発見する統制活動を設定又は新たに設計し、不正リスクにマッピングする。

4

不正リスクに対応する統制活動が有効に機能していたかを評価する。

① 不正に関するリスクの評価ー不正リスクと業務プロセス・統制活動のマッピング例

- 例えば、事業環境や過去の不正事例、他社における不正事例等を参考に不正リスクを類型化し、統制活動とひも付け管理を行うことで、識別した不正リスクに対し防止・発見に関する統制活動を把握でき、かつ当該統制活動から不備が発生した場合には、関連領域も含めた不正の可能性を適時に検討することが可能となります。

プロセス／統制活動名	不正リスクの類型			
	不正な収益の認識	見積りへの不当な偏向	根拠のない仕訳の入力	...
引当金の計算に使用した重要な仮定の検証と承認		○		...
取引先マスタ新規登録時の検証と承認	○			...
...

整備、運用状況評価結果を記載する。
 不備が発見された場合には、潜在的な不備の影響、質的重要性、不正として識別すべきか等の検討を行い、不正が要因であった場合には原因、背景等を調査の上対応を行う。

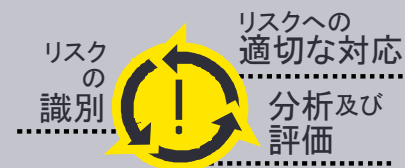
② リスクの変化の識別と再評価

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

リスクの変化 に応じた 再評価

- ・ リスクの変化に応じてリスクを再評価し、リスクへの対応を適時に見直すことが重要



- ・ 以下のようなケースが多い

WHY なぜ見直しが必要なのか

Case 1

組織の変更やITの開発、子会社の買収、戦争や為替の変動などといった企業内外の変化は目まぐるしく起こっているが、それらを適時かつ網羅的に識別できていない

Case 2

識別したリスクに対して財務報告への影響を評価し、回避するのか、低減するのか、移転するのか等の具体的な対応につき検討する枠組みがない

Case 3

関係各部、特に財務報告に関係する部署への適時・適切な情報連携ができていない

今回の改訂を機に...



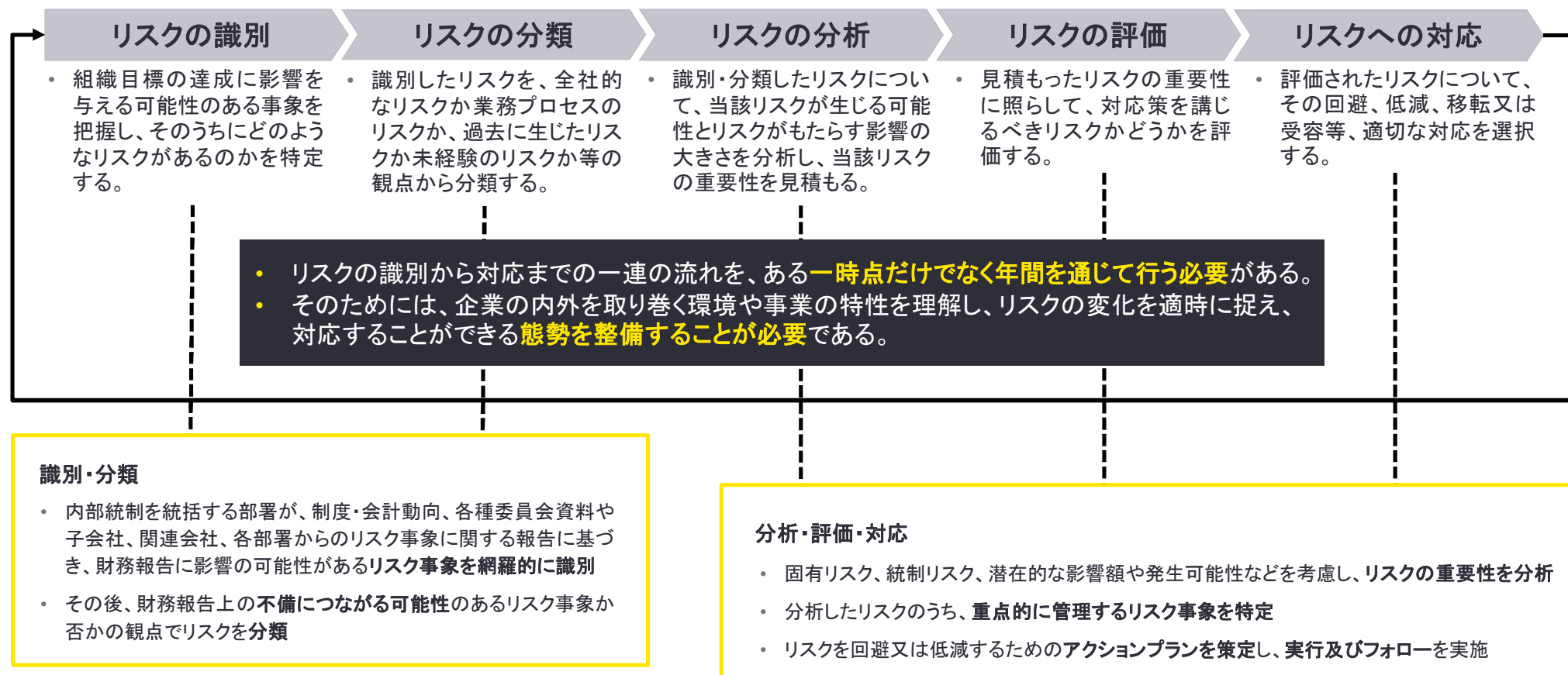
Check Point

- ・ リスクの**変化を適時・適切に識別**できていますか？
- ・ 識別したリスクの重要度及び発生可能性を主に財務リスクの観点で**再評価**していますか？
- ・ リスクに**対処する方法**を誰がどのように**検討・決定**していますか？



② リスクの変化の識別と再評価ーリスクアセスメントプロセスの例

・ リスクの評価の流れと統制活動例



③ 評価範囲の決定

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

リスク アプローチの 強調

- ・ 財務報告に対する金額的及び質的影響ならびにその発生可能性を考慮することが必要
- ・ リスクが大きい業務やリスクが発生又は変化する可能性がある状況の例示
- ・ 評価範囲に含まれない期間の長さを適切に考慮することが必要
- ・ 内部統制報告書において、決定の判断事由も含めた開示

・ 以下のようなケースが多い

WHY **なぜ見直しが必要なのか**

Case 1 実施基準に例示されている2/3基準や売上高等の指標、比率を機械的に適用している

Case 2 主に金額基準による選定であり、質的要因を適切に考慮できていない

Case 3 決定の判断事由が不明確で、例えば選定基準から漏れていても一定の重要性のある事業拠点、業務プロセスを評価対象外としている理由が説明できない

今回の改訂を機に...









Check Point

- ・ 企業環境の変化によって生じるリスクをどのように識別していますか？
- ・ 識別したリスクと財務報告への影響をどのように評価し、評価範囲を選定していますか？
- ・ 評価範囲の決定における判断事由が明確で、妥当性について対外的に説明できますか？



③ 評価範囲の決定—評価範囲の決定プロセスにおける整理すべき事項の例

Step	一般的な評価範囲の決定方法	整理すべき事項	開示事項
全社的な内部統制の 評価対象事業拠点の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 売上高等の重要性により決定 僅少な拠点を除いて原則必須 改訂ポイント <ul style="list-style-type: none"> 特になし 	僅少な事業拠点の 決定根拠(指標、比率)は？ またそれは 合理的 か？	
重要な事業拠点の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 売上高等の重要性により決定 選定指標を用いて、金額の高い拠点から選定 改訂ポイント <ul style="list-style-type: none"> 金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮 決定の判断事由を開示 	重要な事業拠点の 選定根拠(指標、比率)は？ 質的要因 として 考慮している事項は？	 判断事由として、整理した 選定根拠、考慮した質的要因を開示
企業の事業目的に大きく関わる 勘定科目の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な事業会社については、売上げ、売掛金、棚卸資産 改訂ポイント <ul style="list-style-type: none"> 金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮 決定の判断事由を開示 	当該勘定科目の 選定根拠 は？ 例外的に評価対象としない場合、 その 判断根拠 は？	 判断事由として、整理した 選定根拠を開示
評価対象とする 業務プロセスの識別	<ul style="list-style-type: none"> 財務報告への影響を勘案して、重要性の大きいプロセスを追加 改訂ポイント <ul style="list-style-type: none"> リスクが大きい業務やリスクが発生又は変化する可能性がある状況が例示(規制環境や経営環境の変化による競争力の変化など) 決定の判断事由を開示 	企業及び企業環境における 重要な変化の識別方法 は？ 当該変化が評価範囲に及ぼす 影響の検討方法 は？	 判断事由として、個別に追 加した理由(考慮したリスク) を開示

評価範囲の決定ステップ

④ ITへの対応

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

IT技術進化への対応

- 組織の内外のITに対する適切な対応だけでなく、適時な対応が必要
- ITの委託が増加している状況を踏まえ、ITの委託業務に係る統制の重要性が強調
- サイバーリスクの高まり等を踏まえ、情報システムに係るセキュリティの確保が重要
- 運用状況評価の頻度は一定年数を機械的に適用すべきでないことが追加

- 以下のようなケースが多い

WHY なぜ見直しが必要なのか

Case 1 IT環境の変化に対して適時な対応ができていない(例えば、影響範囲の調査、リスクへの対応等)

Case 2 連結グループを含めた社内のIT環境が整理、把握できておらず、高度化したITリスク(サイバーリスク等)に対する適切な評価がなされない

Case 3 外部委託先を網羅的に把握しておらず、重要な外部委託先の評価ができていない

今回の改訂を機に...



Check Point

- **適時性を考慮**できていますか？
- **サイバーリスクに対する社内環境の整理**できていますか？
- **外部委託先**や組織内外のIT環境の変化を**適時かつ網羅的に識別**できていますか？
- 運用状況評価の**頻度設定に合理的な理由**が存在しますか？



④ ITへの対応—監査実務指針に対するコメントの概要及び対応

- “財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」（公開草案）に対するコメントの概要及び対応について”において、サイバーリスクやIT業務委託への具体的な対応方法を記載すべきではないかというコメントに対して、今後適切な媒体で解説することを検討します、としています。

実務指針	<p>181項</p> <p>大量の情報を扱い、業務が高度に自動化されたシステムに依存している状況においては、情報の信頼性が重要である。また、クラウドやリモートアクセス等のさまざまな技術の活用にあたっては、サイバーリスクの高まり等を踏まえ、情報システムに係るセキュリティの確保が重要である。</p>		
コメント(抜粋)	<p>No.58</p> <p>サイバーリスクの高まりを受けた対応を検討する場合、グループ横断的なITガバナンスの構築や、セキュリティポリシーの整備などIT全社統制的な対応が必要と考えますが、本改正案では言及されていません。上記観点を例示してみたいかがでしょうか。また、改正案全体を通じて、サイバーリスクが一度しか登場してきませんが、改訂の重要なポイントと認識しておりますので、サイバーリスクを踏まえ、グループレベルのITガバナンスの確立やセキュリティ基準の整備について検討すべき旨明記してはいかがでしょうか。</p>	<p>No.61</p> <p>内部統制基準等改訂以降、CHAT GPTなど生成型AIへの対応が社会的な課題となっており、内部統制への影響も質問を受けています。生成型AIを経営者が使った場合の監査人の対応や、監査人の責任が限定されるものではないといった啓発的な規定を取り込むべきと考えます。</p>	<p>No.62</p> <p>ITへの対応で、委託業務に係る統制の重要性が増していることが言及されていますが、一部IT系の雑誌で、内部統制実施基準改訂の目玉と取り上げられている一方で、本改正案では、具体的な言及がないように見受けられます。内部統制実施基準制定時の15年前と比較して、クラウドの利活用やSaaSサービスの利用が視点していることを踏まえ、評価対象システムやサービスの網羅性を再検討すべき旨、SOC1入手が望ましい旨、相補的統制を評価すべき旨について、具体的に規定する必要があると考えます。</p>
回答	<p>ご指摘の点については、今後の周知活動の中で適切な媒体で解説する方向で検討します。</p>		

④ ITへの対応ーサイバーリスクに対する対応例

サイバーリスク

- 企業がサイバー攻撃を防止又は検出するために使用する一般的なセキュリティ要素は、以下のようなものが挙げられ、これらの要素をサポートする統制手続きの整備、運用をしていくことが考えられる。

セキュリティ要素の例



- アクセスレビュー: ユーザーに割り当てられたアクセスを定期的に詳細にレビューするプロセス。
- ネットワークセグメント化: コンピューターネットワークをネットワークセグメントであるサブネットワークに分割して、ネットワーク全体での攻撃者の移動を制限する。
- 意識向上プログラム: セキュリティポリシーや手順に従わない場合に起こり得る問題について、ユーザーコミュニティ間で認識を深めることを目的とする教育プログラム
- 脆弱性管理: 組織のセキュリティ環境に関連する新しい脆弱性(脆弱点)を特定し、効果的なパッチ管理プログラムを含む、脆弱性に対処するためのタイムリーな対応処置を実施するプロセス
- インシデント管理: (1)システムで発生する異常な事象の特定するプロセス (2) 特定された事象にタイムリーに対応するプロセス (3) 検討及び開示の可能性について、企業に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をエスカレーションするプロセス。

※また、経産省が公表している「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」、SECが公表している「サイバーセキュリティに関するリスク管理、戦略、ガバナンス、及びインシデントの開示」や、監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」などが参考になると考えられます。

(参考)オペレーショナル・レジリエンスとの関連性

以下、金融庁:「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(令和5年4月公表)より抜粋

サイバーリスクへの対応

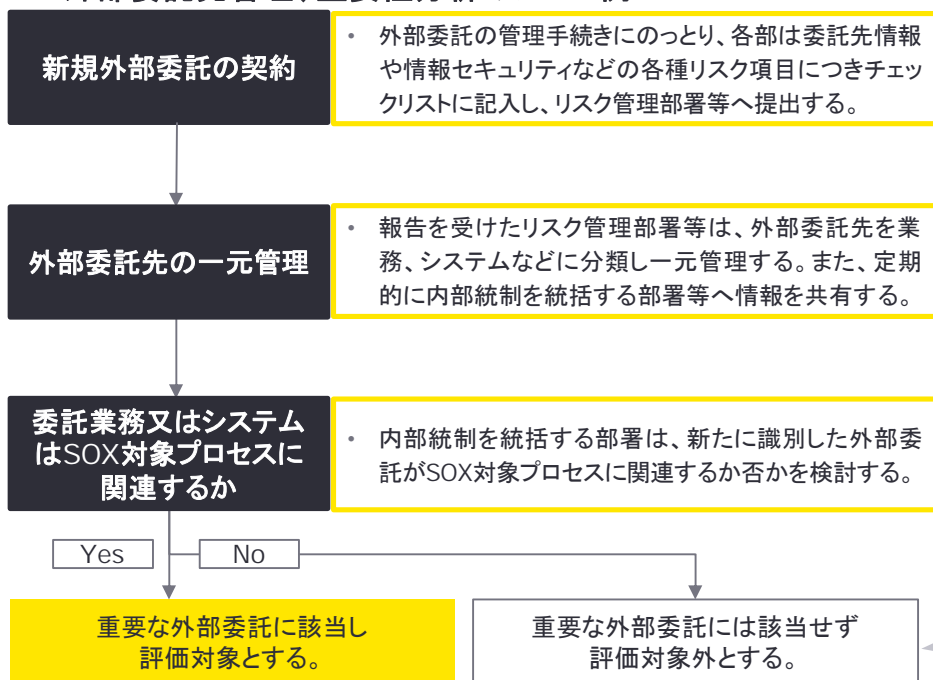
- 例えば、IT資産の適切な管理、速やかなセキュリティパッチ適用などの基本的な行動を組織全体に浸透させる取組(いわゆるサイバーハイジーン)を強化することが重要である。また、未然防止策に加えて、インシデント発生時の早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み(いわゆるサイバー・レジリエンス)も課題である。

④ ITへの対応—外部委託に対する対応例

外部委託

- 外部委託の評価にあたっては、外部委託先を網羅的に識別し、財務報告へ与える影響を分析の上、評価対象とする外部委託先を決定する必要があります。

外部委託先管理、重要性分析のフロー例



外部委託評価に係る統制の例

外部委託に係る評価については、以下のような統制が考えられる。

委託会社自身が評価する場合

- 受託会社に提出したデータと、そのデータの処理後に受託会社から受領した報告書を比較する。
- 給与計算処理が行われる都度、事務処理の正確性を確かめるためにサンプルを抽出し、給与計算を再計算するとともに、給与の合計額の妥当性をレビューする。

第三者機関の評価結果を利用する場合

- System and Organization Controls(SOC)レポートを使用し、統制が適切に整備、運用されているかを評価する。

(参考)オペレーショナル・レジリエンスとの関連性

以下、金融庁:「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(令和5年4月公表)より抜粋

サードパーティリスクへの対応

- クラウドを含む委託業務の内部統制を対象としたSOC報告書の利用や、監査対象がSaaSである場合には「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」への登録状況が参考情報として利用される例も聞かれている。

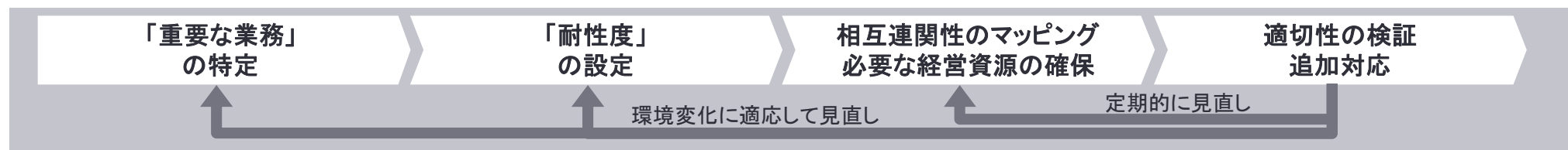
必ずしもSOX対象プロセスに関連する=重要な外部委託ではないと考えられるが、SOX対象プロセスは基本的に財務報告への影響を考慮して重要なものを対象としているため、当該プロセスにおける外部委託は相応に財務報告への影響があると考えられる。

※重要性に応じて評価対象外とすることもあり得る。

④ ITへの対応—オペレーショナル・レジリエンスとの関連性①

- オペレーショナル・レジリエンスでは、その基本動作として「重要な業務の特定」や「相互関連性のマッピング」等が求められます。この際、J-SOXにおける重要な勘定や重要な業務プロセスの特定の考え方や、フローチャートを活用することが考えられ、両者は相互に関連性があります。

オペレーショナル・レジリエンスの基本動作



オペレシの確保によって期待される効果

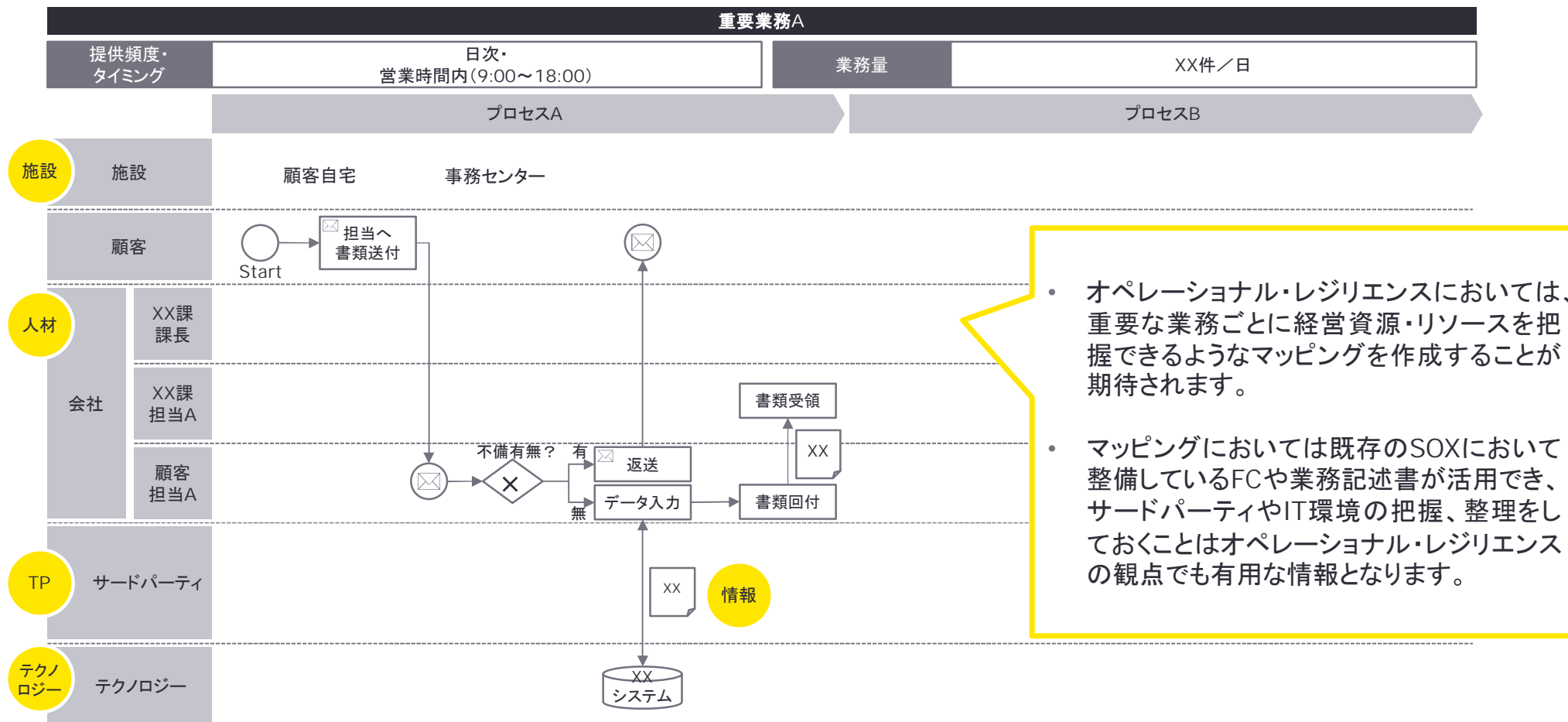
課題の例	期待される効果
利用者目線のサービス	<ul style="list-style-type: none"> 未然防止に重点。業務中断発生後の対応不十分 利用者目線で危機時の影響を極小化
業務プロセス全体の合理性	<ul style="list-style-type: none"> ゼロリスク志向で業務効率悪化 部署ごとの縦割りで非効率 現実的な耐性度 包括的に態勢構築
リソース配分の実効性	<ul style="list-style-type: none"> 必要なリソース不足 社内外の相互関連性の把握不足 最低限のサービス維持に必要な社内外のリソース特定・配置
経営陣のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> 枠組みの形骸化 PDCAサイクルの機能不全 経営陣の説明責任の確保
企業文化	<ul style="list-style-type: none"> ゼロリスク志向、減点主義による現場萎縮 経営陣への報告不足 部門間連携不足 リスク管理文化の醸成

(内容を要約・抜粋)

論点・課題・事例等

BOX1	オペレーショナル・リスク管理
BOX2	システムリスク管理とサイバーセキュリティ
BOX3	業務継続計画 (BCP) と再建・処理計画 (RRP)
BOX4	稼働目標 (Service Level Objective) と耐性度 (Tolerance for disruption)
BOX5	相互関連性のマッピングの範囲・粒度
BOX6	サードパーティリスク管理① (個社によるモニタリングの強化)
BOX7	サードパーティリスク管理② (代替手段・出口戦略の確保)
BOX8	サードパーティリスク管理③ (内製化)
BOX9	サードパーティリスク管理④ (業界横断的な取組の強化)
BOX10	必要な人的資源確保のための人事制度 (メンバーシップ型 / ジョブ型)
BOX11	リスク管理文化の醸成① (ジャストカルチャー)
BOX12	リスク管理文化の醸成② (心理的安全性)
BOX13	コンプライアンス・リスク管理 (コンダクトリスク管理)

④ ITへの対応—オペレーショナル・レジリエンスとの関連性②



④ ITへの対応—オペレーショナル・レジリエンスとの関連性③

- ・ オペレーショナル・レジリエンスでは、サイバー事案発生時の被害範囲把握のためにネットワーク構成を把握することや、適切な事業継続・復旧策策定のためのプロセス可視化と適時の変更管理が重要となります。
- ・ これらは、J-SOX改訂にて求められるサイバーリスク検討のためのネットワーク構成の把握、外部委託先を含めたプロセスの可視化と適時の変更管理と重複する部分となります。

複雑化したITアーキテクチャによる想定外の業務中断の発生や長期化の懸念

【複雑化の要因】

- ・ 顧客チャネルの多様化
- ・ 自動化施策の導入拡大
- ・ 外部サービスとの連携拡大
- ・ クラウドの利用拡大
- ・ テレワーク導入 等

1 レジリエンス設計の不整合

課題

- システムごとに異なる設計・運営思想
- ・ 目標復旧時点／目標復旧時間
 - ・ 障害に対する冗長化設計
 - ・ バックアップ環境(災対等)

影響

- 有事における想定外の影響拡大、復旧遅延
- ・ 有事対応におけるシステム障害の連鎖
 - ・ データ不整合による復旧遅延
 - ・ 有事長期化や正副混合環境での業務継続などの想定外ケースの発生

2 ネットワークの複雑化

課題

- ネットワーク全体の可視化・把握不足
- ・ 外部との接続インターフェースの増加
 - ・ システム連携の複雑化・API連携の増加
 - ・ 冗長化ルートの不整合

影響

- 想定外の業務中断の発生
- ・ 単一障害点が潜在
 - ・ サイバーインシデント被害の拡大
 - ・ 発揮できない冗長化機能・復旧策

3 オペレジ対象の変化

課題

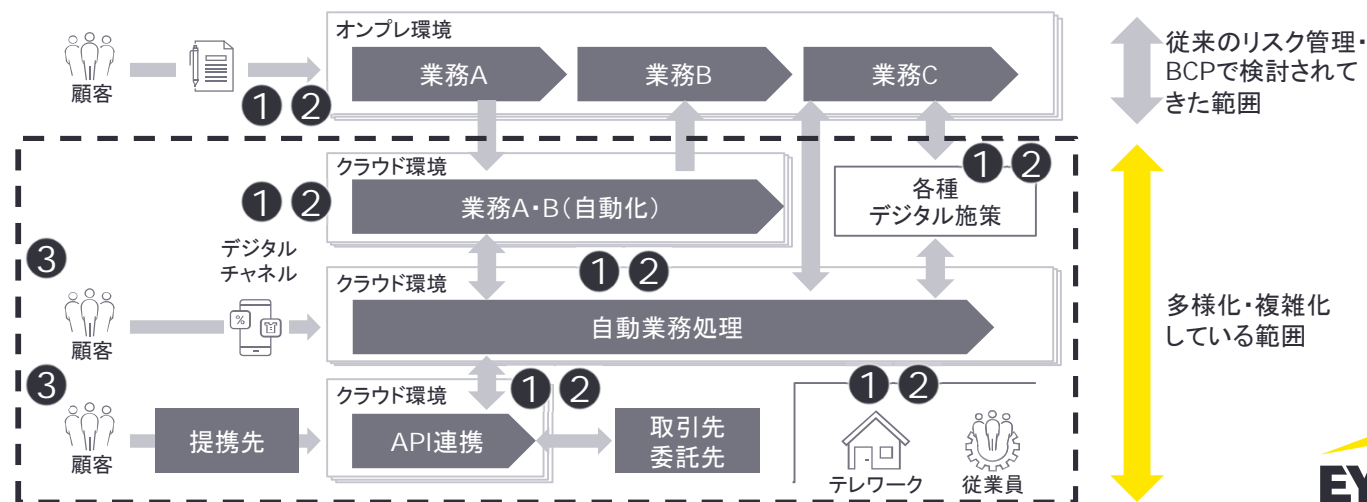
ビジネス変化を継続・復旧策に未反映

- ・ デジタルチャネルへの顧客シフト
- ・ プロセス自動化・ペーパーレスの拡大
- ・ 外部の提携先・取引先とのDX拡大

影響

継続・復旧策の実効性棄損

- ・ 顧客影響と整合しない継続・復旧策
- ・ 継続・復旧策の前提システムの考慮もれ
- ・ EndtoEndでの継続・復旧策の実効性不明



⑤ 内部統制の無視・無効化への対応

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

内部統制の 無視・無効化

- 適切な職務の分離等、経営者による内部統制の無視・無効化に有効な統制を例示
- 経営者以外も内部統制を無視・無効化ならしめることがあることが追加

• 以下のようなケースが多い

WHY

なぜ見直しが必要なのか

Case 1 職務の分離等について、規程類の整備にとどまっており、実効性を伴っていない

Case 2 内部統制の無視又は無効化リスクを考慮した権限や責任の委任、職務の分離になっていない

Case 3 経営者以外の内部統制を無視、無効化ならしめる可能性のある権限者を対象にしていない

今回の改訂を機に...



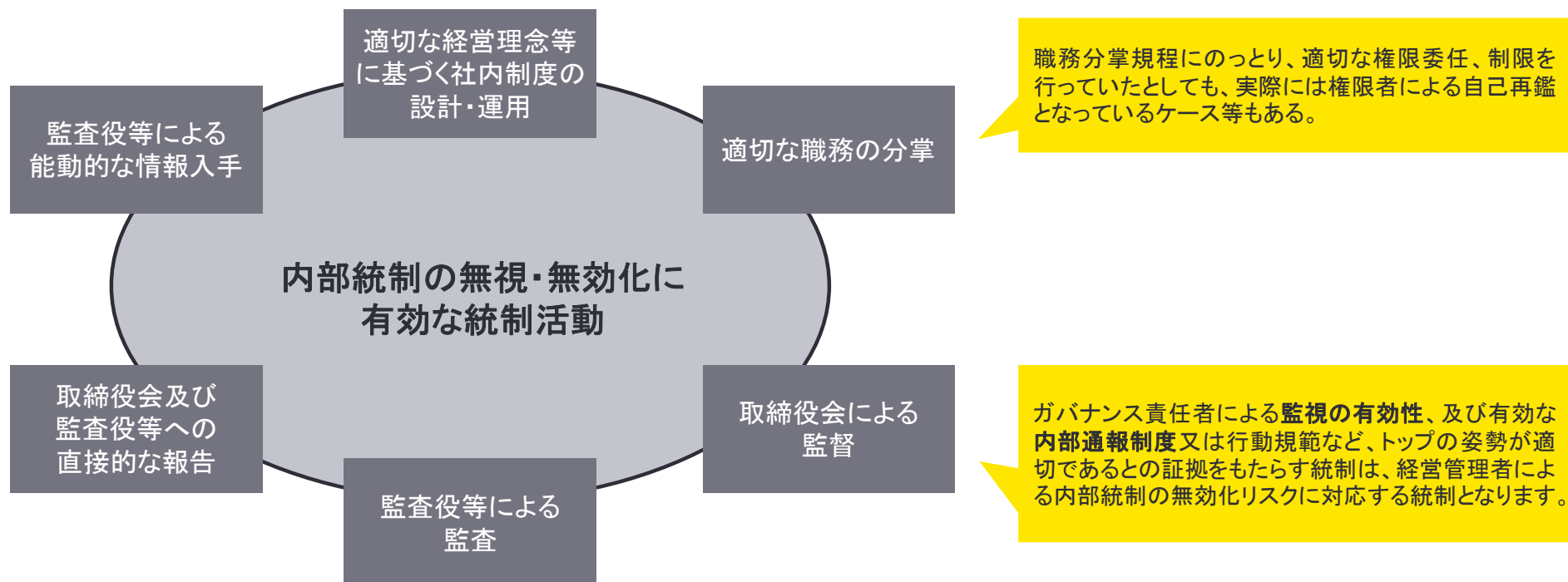
Check Point

- 分離すべき職務を同一人物が担っていないことをどう**担保**していますか？
- 無視、無効化を含めた不適切行為を**防止、発見できる有効な統制活動**がありますか？



⑤ 内部統制の無視・無効化への対応—無視、無効化に有効な統制活動の例

- 内部統制の無視・無効化に有効な統制活動の例



⑥ 内部監査人の能力、責任

今回の改訂

※(改訂影響の大きい項目を抜粋)

内部監査人の 能力・責任

- ・ 熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすることが必要
- ・ 経営者、内部監査人の双方向の報告経路の確保が重要であり、また、取締役会等から必要に応じて、指示を受けることが適切

・ 以下のようなケースが多い

WHY

なぜ見直しが必要なのか

Case 1 内部監査部は、社内の業務経験豊富な社員が多く、監査能力が不足しているケースが多い

Case 2 正当な注意をもって内部監査を実施するためのグループ内行動規範や社内研修制度の整備が不十分である

Case 3 内部監査人と経営者又は取締役、監査役会との直接的な報告経路が確保されておらず、内部統制に重大な影響を及ぼす事項への対応が遅延してしまう

今回の改訂を機に...



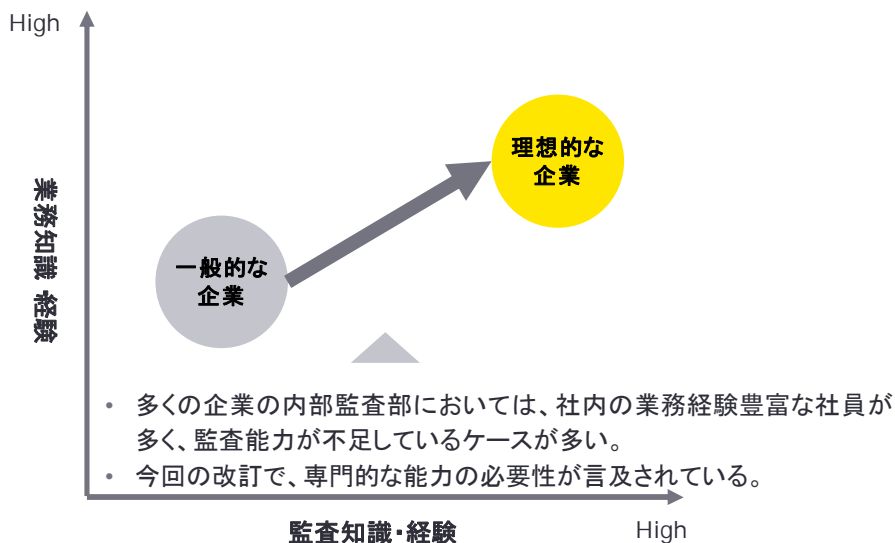
Check Point

- ・ 内部監査人は**熟達した専門的能力を有する**メンバーで構成されているか？
- ・ 内部監査人が**正当な注意**をもって実施するために**どのような措置**が講じられているか？



⑥ 内部監査人の能力、責任—内部監査の在り方、高度化の例

理想的な内部監査のイメージ



参考(J-SOX改訂との関連領域)

内部監査の高度化

本項目の改訂は、金融庁が2019年6月に公表した「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」において言及している内部監査の高度化との関連性も深いと考えられます。

金融機関向けの文書ですが、一般事業会社においても共通する課題が多く、参考になると考えられます。

内部監査の現状と課題

以下、金融庁:「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」(令和元年6月公表)より抜粋

<モニタリングで認められた課題>

- 多くの先において、人材のポートフォリオの適正化、キャリアパスの明確化・運用、専門人材確保等の体制面に課題。IT・市場分野に加え、企画等の経験者が不足している。

<特徴的な取組み>

- 監査部員のスキルマップを作成し、必要人材の確保や育成方針について経営陣との議論に用いたり、モチベーション維持や監査スキル伝承に活用。
- 地位向上や専門性の確保を図るため、中長期的なキャリアパスを明確化し、計画的な専門人材育成・配置を行い、内部監査態勢を充実させる取組み。

参考

- 依然として伝統的な監査機能(不正・不祥事防止、準拠性監査)を重視する先も多い状況にあり、内部監査の水準は、第一段階～第二段階に位置。
- 経営陣が内部監査の重要性・有用性をより強く認識し、積極的に関与している先については、経営監査の実現に向け、専門人材等の経営資源を戦略的に配置することや、リスクアセスメント結果に基づく重点監査項目の適切性・網羅性について取締役会で議論を行う等の取組みが見られる。

	第一段階 (Ver.1.0) (事務不備監査)	第二段階 (Ver.2.0) (リスクベース監査)	第三段階 (Ver.3.0) (経営監査)
役割使命	事務不備、規程違反等の発見を通じた営業店への牽制機能の発揮	リスクアセスメントに基づき、高リスク領域の業務プロセスに対する問題を提起	内外の環境変化等に対応した経営に資する保証を提供
	過去/形式/部分		未来/実質/全体

※図表1:内部監査の水準(概念図)

3

中長期的な課題

中長期的な課題

中長期的な課題

- 内部統制部会の審議において問題提起された以下の事項については、法改正を含むさらなる検討が必要であることから、中長期的な課題とされています。

1 サステナビリティ等の非財務情報の内部統制報告制度における取扱い

2 ダイレクト・レポーティング(直接報告業務)の採用の是非

3 内部統制監査報告書の開示の充実に関して、内部統制に関する「監査上の主要な検討事項」の採用の是非

4 訂正内部統制報告書に関する監査人による関与の在り方

5 経営者の責任の明確化や経営者による内部統制無効化への対応等を目的とした課徴金を含めた罰則規定の見直し

6 会社法に内部統制の構築義務を規定する等、会社法と金融商品取引法の内部統制の統合

7 会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書における内部統制に関する記載の充実化

8 臨時報告書における内部統制の取扱い

(Appendix1-1)改訂の概要_内部統制の基本的枠組み


項目	該当箇所	改訂概要
内部統制の 基本的枠組み	報告の信頼性	基準 I 1. 実施基準 I 1.(2) <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の目的について、「財務報告の信頼性」から「報告の信頼性」へ変更 ※ただし、内部統制報告制度はあくまで「財務報告の信頼性」の確保が目的
	内部統制の基本的要素	実施基準 I 2.(2)(4) (6) <ul style="list-style-type: none"> 「リスクの評価と対応」において、不正に関するリスクの明示、リスクの変化に応じてリスクを再評価することが重要であることを明記 「情報と伝達」において、情報の信頼性を確保することが重要であることを明記 「ITへの対応」において、情報システムに係るセキュリティの確保が重要であることを明記
	内部統制の限界	実施基準 I 3. <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の無視又は無効化に対する有効な統制の例示 当該行為が経営者以外のものによってなされる可能性もあることを明記
	内部統制に関係を有する者の 役割と責任	実施基準 I 4. <ul style="list-style-type: none"> 監査役等について、内部監査人や監査人等との連携及び能動的な情報の入手が重要性であることを明記 内部監査人について、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすること、取締役会及び監査役等への報告経路の確保、経営者から適切な指示を受けること等が重要であることを明記
	内部統制とガバナンス及び 全組織的なリスク管理	基準 I 5. 実施基準 I 5. <ul style="list-style-type: none"> 内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理が、一体的に整備及び運用されることの重要性を明記 ※例示として3線モデルを記載

(Appendix1-2)改訂の概要_財務報告に係る内部統制の評価及び報告

項目	該当箇所	改訂概要	
財務報告に係る内部統制の評価及び報告	委託業務の評価	実施基準 I 2. II 2.	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムの開発・運用・保守などITに関する業務の外部委託に係る統制の重要性を明記
	経営者による内部統制の評価範囲の決定	実施基準 II 2.	<ul style="list-style-type: none"> 評価範囲に含まれない期間の長さを適切に考慮することが適切であることを明記 開示すべき重要な不備が識別された場合には、少なくとも当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切であることを明記 評価対象とする事業拠点や業務プロセスを選定する際には、金額基準等の機械的な判断ではなく、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮すべきことを明記 全社的な内部統制のうち、良好でない項目がある場合には、それに関連する事業拠点及び関連する業務プロセスを評価範囲に含める必要があることを明記 業務プロセスの選定において留意すべきリスクについて、リスクが大きい業務やリスクが発生又は変化する可能性がある状況を例示
	監査人との協議	基準 II 2. 実施基準 II 2.	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制の評価範囲の決定に際して、評価の計画段階や状況の変化等があった場合等、必要に応じて、監査人と協議を行うことが適切であることを明記
	ITを利用した内部統制の評価	実施基準 II 3.	<ul style="list-style-type: none"> ITに係る全般統制が有効でも、ITに係る業務処理統制も有効だという結論に至らない点について留意が必要な旨の明記 ITに係る運用状況の評価について、評価の頻度は特定の年数を機械的に適用すべきでないことを明記
	財務報告に係る内部統制の報告	基準 II 4.	<ul style="list-style-type: none"> 重要な事業拠点の選定において利用した指標とその一定割合等を決定の判断事由を含めて内部統制報告書に記載することが適切であることを明記 前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合における当該開示すべき重要な不備に対する是正状況について、付記事項へ記載すべき事項として追加

(Appendix1-3)改訂の概要_財務報告に係る内部統制の監査

項目		該当箇所	改訂概要
財務報告に係る 内部統制の監査	内部統制監査と 財務諸表監査の関係	実施基準 Ⅲ2.	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の内部統制評価の範囲外から内部統制の不備を識別した場合、内部統制報告制度における内部統制の評価範囲及び評価に及ぼす影響を十分に考慮するとともに、必要に応じて、経営者と協議することが適切であることを明記
	監査計画と評価範囲の検討	基準 Ⅲ3. 実施基準 Ⅲ3.	<ul style="list-style-type: none"> 監査人は、内部統制の評価範囲の妥当性を判断するに当たり、財務諸表監査の実施過程において入手している監査証拠も必要に応じて活用することが適切であることを明記 監査人は、経営者と評価範囲に関する協議を行うことが必要であるが、独立監査人としての独立性を確保することが求められることを明記
	監査人の報告	基準 Ⅲ4.	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制報告書の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を内部統制監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならないこと明記

A photograph of a business meeting. In the foreground, a person in a dark suit is typing on a silver laptop. To the left, a tablet is open on the table. In the background, other people in business attire are seated at a table, some holding pens and looking at documents. The scene is brightly lit, suggesting an office environment.

3. 四半期報告

質疑応答

■オンライン (Microsoft Teams) でご参加中の皆さまへ



- ご質問がある方は「手を挙げる」を押してお待ちください。
- お名前が呼ばれましたら、マイクを「オン」にしてお話しください。

Closing

Koki Ito 伊藤 功樹

経営専務理事
品質・リスク・イノベーション管掌
兼 品質管理本部長



An aerial photograph of a river canyon. The river is a vibrant turquoise color, flowing through a narrow channel between high, grey, rocky cliffs. The water is turbulent, with white foam and rapids. Several yellow and white inflatable rafts are visible, each carrying a group of people. The rafters are wearing helmets and life jackets. The overall scene is one of a thrilling outdoor activity in a rugged natural setting.

第二部 懇親会

弊法人の執行部メンバーのご紹介

大内田 敬

副理事長
クライアントサービス管掌



田中 宏和

常務理事
監査サービス本部長



小澤 裕治

常務理事
経営管理本部長



弊法人の執行部メンバーのご紹介

深田 豊大

常務理事
アドバイザリーサービス本部長



宮川 朋弘

常務理事
マーケティング本部長



乾杯の
ごあいさつ

木村 祐基 様

一般社団法人
スチュワードシップ研究会
代表理事



挨拶

Koki Ito 伊藤 功樹

経営専務理事
品質・リスク・イノベーション管掌
兼 品質管理本部長



お帰りの際の連絡事項

- お帰りの際は名札を出口の受付にお戻してください。
- エレベーターで21階から9階に下りていただき、お手持ちのQRコードでゲートをお通りください。ゲートを通過しましたら、QRコードはゲート近くの銀色のBOXに投函してください。
- 9階から1階までエレベーターで下りてください。1階に下りた際、地下鉄か新橋側からお帰りの方について、特に注意事項はごません。

しかし、JR側からお帰りの方については、ドアが9時で施錠されます。
お帰りの際には、ご案内いたしますので、出口付近の担当にお声がけください。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp